



議 事 日 程 （ 第 二 号 ）

今年八年七月一日（水）午前十時開議

- 第一 議第七十三号から議第八十四号まで
- 第二 県議第七号
- 第三 請願第四十二号及び請願第四十三号
- 第四 一般質問



本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 一 日程第一 議第七十三号から議第八十四号まで
- 一 日程第二 県議第七号
- 一 日程第三 請願第四十二号及び請願第四十三号

出席議員

四十三人

十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	三番	二番	一番
伊藤英生君	中川裕子君	森治久君	黒田芳弘君	牧田秀憲君	今井瑠々君	和田直也君	長谷川泰幸君	平野恭子君	判治康信君	辻井俊貴君	木村千秋君

第二号

七月

十四番
十五番
十六番
十七番
十八番
十九番
二十番
二十一番
二十二番
二十三番
二十四番
二十六番
二十八番
二十九番
三十番
三十一番
三十二番
三十三番

松田高長 国布酒 広恩安藤 今所平小 森山澄

岡 中 殿 屋 枝 俣 向 瀬 田 井 本 井 野 川 内 川

正勝 光慎正 佳 惠政 竜祐祐 益房 寿
太

人 士 尚 征 郎 也 薰 修 幸 忠 司 嘉 也 也 輝 基 壽 之

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

二
人

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

二十七番 水野吉近君
四十一番 平岩正光君

事務局局長	梅本史
総務課長	田中雅子
議事調査課長	島祐司
議事調査課管理調整監	大平洋右
同 課長補佐	佐藤由子
同 課長補佐	弥栄剛
同 係長	加藤純一
同 主査	堀部貴子
同 主査	中島敦

説明のため出席した者の職氏名

知事	副知事	会計管理者	理事（まちづくり担当）	知事公室長	総務部長	総合企画部長	総合企画部未来創成局長	危機管理部長	環境エネルギー生活部長	健康福祉部長	子ども・女性部長	商工労働部長	観光文化スポーツ部長	農政部長
江崎	足立	工藤	野崎	松本	平野	兼松	保科	海蔵	田口	中西	桑田	小島	渡辺	堀智考君
禎英	葉子	由理香	眞司	順志	孝之	伸和	敏晃実	博史	浩之	善晴	光則	幸司	智考君	

林	政	部	長	長	谷	川	雅	樹	君
県	土	整	備	部	長	藤	井	忠	直
都	市	建	築	部	長	飯	島	竜	二
都	市	建	築	部	リニア未来都市局長	戸	田	克	稔
教	育	部	長	堀	田	貴	雄	君	君
警	察	本	部	長	三	田	豪	士	君
代	表	監	査	委	員	鈴	木	祥	一
人	事	委	員	会	事	務	局	陽	一
労	働	委	員	会	事	務	局	廣	瀬
廣	瀬	雅	史	君	君	君	君	君	君



七月一日午前十時開議

○議長（松岡正人君）　　ただいまから本日の会議を開きます。



○議長（松岡正人君）　　諸般の報告をいたします。

第二号 七月一日

書記に朗読させます。

(書記朗読)

請願書の受理について

請願第四十二号 中東情勢の平和的解決と物価高騰による県民の命と暮らしを守るための対策を求める請願
外一件の請願書を受理しました。

例月出納検査の結果に関する報告の提出について

監査委員から、お手元に配付のとおり、令和八年六月二十六日付をもって、地方自治法第二百三十五条の二
第三項の規定により例月出納検査の結果に関する報告の提出がありました。

+++++

○議長（松岡正人君）

日程第一から日程第三までを一括して議題といたします。

+++++

○議長（松岡正人君）

日程第四 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。二十九番 国枝慎太郎君。

〔二十九番 国枝慎太郎君登壇〕（拍手）

○二十九番（国枝慎太郎君） 皆さん、おはようございます。

議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、県政自民クラブを代表して質問をさせていただきます。

今回は、代表質問では五分割で質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

初めに、今後の県政運営についてとして、新たな総合戦略の策定と今後の行財政運営の方針についてお尋ねいたします。

岐阜県創生総合戦略は、県政運営の基本的な方向を総合的かつ体系的に示す最上位計画であります。

この戦略については、昨年十二月議会に、知事から現行戦略の終期を一年前倒しし、改定に向けた本格的な検討を開始する旨の答弁がされたところであります。これを受け、その後速やかに各分野の有識者を集めた意見交換会を開催され、見直しに向けた議論が始まりました。

さらに、五月下旬には、戦略の骨子案を作成する前の段階から、県民の意見を広く募集する取組も開始され、早い段階から県民参加の下で戦略づくりを進めようとする姿勢が示されたところであります。

人口減少や少子高齢化の進行、厳しい財政状況など、本県を取り巻く環境が大きく変化する中であって、新たな総合戦略には、こうした課題に的確に対応しながら、岐阜県が目指す将来の姿を県民に分かりやすく示していくことが求められます。

そこで、知事にお尋ねいたします。新たな総合戦略は、今後十年の県の方向性を左右する大変重要な計画であり、県民や各界の声を丁寧聴取し、その内容に反映していく必要があると考えますが、今後どのような手法により県民、各界の意見を把握し、どのようなスケジュールで検討を進めていくのか。また、その上でどの

ような課題意識を持つて戦略策定に取り組んでいくか、知事の基本的な考えを伺います。

一方で、どれほど優れた戦略を描いたとしても、それを着実に実行していくための行財政基盤が伴わなければ、戦略は絵に描いた餅となります。戦略を実効性あるものにしていくためには、その裏づけとなる持続可能な行財政運営の考え方を併せて示していく必要があります。

本県の財政状況に目を向けますと、県が公表した今後十年の仮試算では、これまでどおりの行財政運営を続けた場合、令和十三年度には当初予算編成に必要な基金残高が確保できなくなる見込みも示されております。

こうした中、令和八年度当初予算では大規模な事業見直しが実施され、約四十二億円の収支改善が図られました。国費の最大限の活用、施策の重点化、歳入確保策の強化、県有財産の利活用など、持続可能な財政運営に向けた取組が進められていることは評価できるところであります。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行に加え、今後も社会保障関係経費や公債費の増加が見込まれるなど、本県財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また、県有施設については、その多くが高度経済成長期から平成初期にかけて整備され、現在、その約七割が三十年を経過しており、今後施設を維持していく経費の増加が見込まれます。

そこで、知事に伺います。新たな総合戦略の策定に当たっては、戦略の実現に向けた基盤となる行財政運営の考え方も示す必要があると考えますが、今後どのような考え方で進めていくのか。そうした中で、県有施設の見直しはどのような方針で進めていくのか、所見を伺います。

次に、岐阜県政策顧問任命の狙いについてお尋ねをいたします。

今年一月の財政分野に続き、四月には、まちづくり及び教育分野においても政策顧問を任命し、新たな体制

を整えられました。これは、所管の枠を超えて外部人材の知見や経験を県政に生かし、課題解決を進めていくとする知事の考え方がうかがえるところであります。

一方で、政策顧問は、県の意思決定そのものを担う立場ではなく、外部の知見を取り入れるための助言役であると理解をしています。それぞれの顧問が持つ専門的な知識や経験、さらには人的ネットワークも含め、そうした強みをどのように県政に生かしていくかが重要であると考えます。

そこで、知事に伺います。今回、財政、まちづくり、教育という三分野で政策顧問を任命された狙いと、それぞれの顧問にどのような役割と成果を期待されているのか。さらに、今後、県政課題に的確に対応していくため、新たな分野への政策顧問の活用を広げていくお考えはあるか伺います。

次に、副知事人事についてお尋ねいたします。

昨年十二月議会において、知事は、国から派遣される副知事については、国とのパイプ役を果たすとともに、国からの予算獲得や政策提案ができる方を選任したいと考えを示されました。その後、今年一月には足立副知事が就任され、このたび新たに農林水産省出身の、私と同じ名字ですが、国枝 玄氏を副知事に起用する方針と報道がございました。両副知事とも農林水産行政に精通した人材であり、それぞれ豊富な経験を有しております。

一方で、本県は人口減少対策や産業振興、まちづくり、県土強靱化、さらには厳しさを増す財政運営への対応など、多様な政策課題に直面しております。

そこで、知事にお尋ねいたします。今回の国の副知事人事に当たり、どのような観点を重視されたのでしょうか。また、両副知事の知見や経験をどのように県政運営に生かしていくか、所見を伺います。

これで一回目の質問を終わります。

○議長（松岡正人君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆さん、おはようございます。

私には、四点の大切な御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、新たな総合戦略の策定について、お答えをいたします。

新たな総合戦略は、今後十年間の本県を取り巻く課題を整理し、その解決に向けて、向こう五年間の政策の方向性を示すものであり、岐阜県の未来を左右する大変重要な計画でございます。

県民の安全・安心の確保と人やモノが集まり、夢と誇りを持てるワクワクする岐阜県の未来を実現するため、取り組むべき課題や必要となるサービスは何かなど、県民の皆様の期待にお応えできる戦略にしたいと考えております。

今回の総合戦略は、県民の皆様と共に岐阜県の未来をつくることを意識して、戦略の骨子案を作成する前の段階から、様々な手法で幅広く県民の皆様の意見をお聞きすることといたしました。

その一つとして、今年五月の下旬から、県のホームページで広く意見をいただくことを始めております。通常の計画では、戦略骨子などの内容を固めてから、パブリックコメントによって県民の皆様の御意見をお聞きするところですが、今回は極めて早い段階から、未来はこんな岐阜県にしたいという率直な思いをお伺いしているところでございます。

また、先日、国勢調査の結果が発表されましたが、本県では人口減少に歯止めをかけることができておりま

せん。とりわけ若者の県外流出が大きな要因であり、未来の主役となる若者の意見に幅広く耳を傾けていく必要があると考えております。このため、小学生から高校生まで約六百名から成ることも若者県政モニターや、私が直接意見交換する若者未来デザイン会議なども活用しながら、若者の率直な意見をお聞きしてまいります。さらに、市町村に対しては、地域を俯瞰する立場である市町村長を総合企画部長が訪問するとともに、課長クラスの方々と圏域別の会議を開催し、県の現地機関の職員と一緒に各地域の課題についてお伺いしているところでございます。これらに加えて、各種団体や産業界などについては、文書での照会をはじめ、既存の会議を活用するなど、全部局を挙げて御意見をお伺いしているところでございます。

こうした取組を通じて頂戴した様々な御意見を整理し、改めて有識者会議の岐阜県未来戦略会議にお諮りし、九月に骨子案、十一月に素案、来年二月に最終案を取りまとめ、その都度、県議会の皆様にも御意見をお聞きしながら、来年三月の議会での議決を目指してまいります。

ちなみに、これまでいただいた御意見では、安心して暮らせる、誰もが活躍できる、災害に負けない岐阜県を期待している声が多く寄せられておりますが、これに加えて、誇りが持てる県といった声も聞かれたところでございます。

実際のところ、岐阜県には数多くの魅力があり、人やモノが集まる岐阜県を実現するには材料は十分そろっていると考えています。しかしながら、そこに住む私たちがあまり認識していないか、むしろ何もないと思っていることが重大な課題だと感じております。

今回の改定では、岐阜県の持つ魅力を十分に引き出し、人やモノが集まる岐阜県を構築するための政策をどう県民の皆様に分かりやすくお示しし、安心とワクワクにあふれる戦略に練り上げていくかが重要であると考え

えております。

今現在も各方面から御意見をお伺いしており、県民の皆様の夢や希望、課題などに丁寧な耳を傾け、まずは九月の骨子案に向けて鋭意作業を進めてまいります。

次に、今後の行財政運営方針についてお答えをいたします。

新たな総合戦略の実現には、その基盤となる行財政運営をいかに行うかが重要でございます。これは議員御指摘のとおりでございます。このため、今回の戦略の策定に合わせて、行財政運営の方針も明確にしてまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、今後の県政運営に当たっては、県民の安全・安心の確保と人やモノが集まり、未来に夢と誇りを持てるワクワクの創出に向けて、十年後の未来を見据えながら制度や施策を見直してまいります。既存の施策を見直す際には、現在の施策によってどのような県民サービスが実現されており、それが本来の目的にかなったものになっているのか、そして、今以上のサービスを実現するためにほかにどのような選択肢があるのかについて、民間サービスの実態や技術進歩なども勘案し、柔軟な発想の下で県民の安心とワクワクを実現する政策を追求してまいります。

その上で、現在の施策に要する費用や将来負担の見通しなどを勘案し、国費の獲得や民間の資金、ノウハウの導入を積極的に進め、厳しい財政状況の中にあっても、やるべきことを着実に実行してまいります。

これらの取組により、県民サービスの維持・向上と財政の持続可能性の確保の両立を目指してまいります。県有施設につきましても、こうした考え方の下、県民にとってより効果的で満足度の高いサービスをどのように提供できるかという観点から、施設が担うべき役割や提供するサービスの内容、手法などを検討してまい

りたいと考えております。

具体的な進め方ですが、まず社会情勢の変化などを踏まえ、今後、県民の皆様提供すべきサービスの姿、すなわち目指すべき姿を検討します。それに向かって各施設の現状をデータなどから分析し、課題を抽出した上で、よりよい県民サービスを実現する手法をサービスの担い手・手法、そしてコスト、さらには実現可能性といった視点で幅広く検討してまいります。

その結果、例えば県が所有し、直接運営することが最善の施設につきましては適切な維持保全の実施、集約化、複合化などによる最適配置、規模の見直しなど、維持保全、最適化を検討してまいります。また、民間活力の導入によりサービスの向上が見込まれる施設につきましては、外部資金の獲得による事業拡充、指定管理者の裁量の拡大、民間主体による管理運営など、民間などの活用を検討してまいります。

さらに、施設状況によつては、他の用途も視野に入れつつ、より有効な活用方法を検討してまいります。なお、これらの検討に際しては、必要に応じて外部有識者の意見を聴取するとともに、県民、関係者の声を丁寧に向いながら進めてまいります。

次に、岐阜県政策顧問任命の狙いについてお答えをいたします。

本県が目指します、安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県の実現に向けては、外部の専門的な知識や実績を積極的に取り入れつつ、県政を推進していくことが有効と考えております。このため、豊富な経験と確かな実績を持ち、高く評価されている方々を政策顧問として任命することとしたところでございます。

そうした観点から、まずは県政運営上の重要課題であります財政と、そしてまちづくり、さらには教育の三つの分野について、先達となられる方々の知恵と経験をお借りしてまいりたいと考えております。

なお、こうした制度が固定化することのないよう、それぞれ任期を一年とし、政策の進捗に応じて見直しを行うこととしております。

次に、それぞれの顧問に期待する役割と成果ですが、まず財政についてお答えします。

危機的な財政状況にあっても、県民の安全・安心を確保し、ワクワクする未来への投資に必要な経費について、知恵と工夫を最大限に生かし、国費や民間資金を積極的に確保することで、県民サービスの維持・向上と財政持続可能性の確保を両立することが必要というのは先ほど申し上げたところでございます。

財政政策顧問の宇留賀氏でございますが、群馬県副知事として、当時厳しい状況にありました群馬県財政を数年間で立て直したという実績をお持ちであり、特に国費の活用や民間資金の導入、企業誘致など、様々な分野における豊富な知見や経験をお持ちであることから、岐阜県財政の健全化に向けた御助言をいただきたいと考えております。

次に、まちづくりについてお答えします。

現在、県では、岐阜圏域の活力あるまちづくりを推進するため、その実現に向けた一つの手段として、新たな交通システムの導入について検討を進めているところでございます。

まちづくり政策顧問の矢野氏でございますが、公共交通を生かしたまちづくりの成功例として、今や全国的に注目を集める宇都宮ライトラインの整備に、発案当初から実現まで、実に二十五年にわたって携わっていただいた方でございます。多くの反対意見に丁寧に対応し、様々な課題をクリアしながら見事な成功を実現された矢野顧問には、専門的知見と先進的な実務経験を踏まえ、本県で検討を進めております新たな交通システムをはじめ、様々なまちづくり施策について御意見や御助言をいただきたいと考えております。

最後に、教育についてお答えいたします。

教育は国家百年の計と言われながら急速な少子化が進行する中、全国で三十五万人もの児童・生徒が不登校になっている現状に鑑みれば、教育が大きな岐路に差しかかっていることは明らかでございます。

子供たちの健やかな成長を支えるとともに、将来社会を支える一員となる子供たちが学ぶ力、生きる力を育む環境を整えることは、本県が取り組むべき重要な政策課題であると考えております。

教育政策顧問の山内氏は、名古屋市立山吹小学校の校長として、子供が自ら計画を立てて学習を進める自由進度学習や異学年集団による協働的な学びなど、全国的にも注目される先進的な取組を実践し、着実に実績を上げられてこられた方でございます。

山内顧問の現場感覚に裏打ちされた高い見識と豊富な経験に基づき、本県が進めます異学年集団による学び合いをはじめ、子供たちの豊かな人間性を育む教育が推進されるよう、御助言をいただくことを期待しているところでございます。

なお、これら三つの分野以外にも県政が直面する課題は多岐にわたります。

今後、社会経済情勢の変化や新たなニーズなどを踏まえながら、必要に応じて顧問を設置し、県政の推進に生かしてまいりたいと考えております。

最後に、副知事人事についてお答えを申し上げます。

副知事は、知事と共に県政全般の業務を主導し、部局を指導監督しながら、同じ目標に向かって県政を推進するという大切な役割を担うポストであり、その人選は極めて重要でございます。

二人目の副知事となります候補の選定に当たりましては、まずは議員御指摘のとおり、国とのパイプ役をし

つまり果たし、国に対する政策提案ができるとともに、補正予算も含め、国からの予算獲得といった対応にたけていることが求められますが、その上で今回特に重視しましたのは、岐阜県のことをよく知り、大切に思っていただけの方であるという点でございます。これらの観点で検討を重ね、農林水産省の国枝 玄氏を選任することとしたものでございます。きつとお近くだと思いますけど。

まず、政策的な面で申し上げれば、当面続くと思われる不安定な国際情勢や南海トラフ地震などへの備えという観点からも、食料やエネルギーを自給できる体制を整えておくことは、県民の安全・安心のためには極めて重要でございます。特に、日本の中央に位置し、山岳地帯から平野まで広大な県土を有している岐阜県だからこそ、県民のみならず日本全体にとつても果たすべき役割は大きいと考えております。

そうした取組を進める上で、国枝氏は農林水産省に籍を置き、フランス留学や経済協力開発機構（OECD）の日本政府代表部勤務などの海外経験も豊富で、しかも現在、米の安定供給など国の重要政策の中心的役割を担っておられ、大きな力になっていただけるものと考えております。

さらに、岐阜県では、小水力に加え、バイオコークスなど地域資源を生かした再生可能エネルギーの創出、活用の促進といった環境エネルギー政策を推進することとしており、そのためには、山林における所有者不明土地問題の早期解消も必要となります。国での豊富な行政知見を生かし、岐阜県から国に法制度の見直しを提案するなど、力を発揮していただきたいと考えております。

これらに加え、国枝氏は岐阜県池田町の出身であり、ふるさと岐阜県のことをとても大切に思ってください方でございます。ちなみに、昨年度は岐阜県瑞浪市の観光戦略策定にも御尽力いただいていたと聞いております。その情熱を今後は副知事として、県政全般に注いでいただきたいと思っております。

今回、議会の御同意をいただければ、これまでの副知事の欠員は解消し、二名体制となります。

御指摘のとおり、二人とも農業政策に精通しており、その知見や経験を生かしながら、県内の農畜水産業の実情をしっかりと踏まえた上で、国内はもちろん海外をも視野に入れたビジネスモデルを構築することで、農畜水産業を若者にも人気のある成長産業に発展させることを期待しているところでございます。

現在、県が進めておりますアグリパーク構想やバイオコークスなど、岐阜県のポテンシャルを最大限に生かせる布陣であると確信しております。今後二人の副知事が連携しながら、その知見や経験を存分に発揮し、よりよい県政が実現できるよう努めてまいります。

○議長（松岡正人君） 二十九番 国枝慎太郎君。

〔二十九番 国枝慎太郎君登壇〕

○二十九番（国枝慎太郎君） 私の質問時間の倍の答弁をいただきまして、ありがとうございました。

続いて、ワクワクする岐阜県の未来に向けた成長戦略として、リニア中央新幹線を活用したまちづくりの推進について伺います。

リニア中央新幹線の開業により、品川駅とリニア岐阜県駅が約一時間で結ばれることで、人や物の流れは大きく変化し、本県の観光や産業、移住・定住など、様々な分野に新たな可能性をもたらすことが期待をされています。

知事は就任以来、リニアを活用したまちづくりに積極的に取り組まれております。一方、リニア開業の効果を真に県全体の発展につなげていくためには、駅周辺の整備だけでは十分ではありません。

今年三月に公表された方向性では、国内外から訪れてもらえるまち、首都圏・関西圏の生活圏として、働き

住んでもらえるまち、まちの魅力を高める基盤整備の三つの柱が示されております。こうした取組の効果を東濃地域にとどめることなく、西濃、中濃、飛驒を含めた県内全域へ波及させていくことが重要であり、その実現に向けて官民が一体となつて取り組む長期的な挑戦であると考えます。

そこで、知事にお尋ねします。リニア開業の効果を県内全域へ波及させていくため、今年度これまでのような取組を進めてこられ、今後どのような取組を行っていくか伺います。

次に、先ほどございました、次世代につなげる新たな交通システム導入に係る検討状況と今後の方針について伺います。

岐阜市を中心とした岐阜圏域のまちづくりを進めるに当たり、その目玉となる新たな交通システムとして、LRTを有力候補に検討を進める考えを知事が示されてから、ちょうど一年が経過をいたしました。

その間、名鉄広見線新可児駅から御嵩駅間の存続協議の終了や、樽見鉄道での約二十年ぶりとなる運賃の改定が本日から行われるなど、県内の地方鉄道を取り巻く環境は厳しさを増しております。

本日は、現在、東京大学を一年休学し、地元池田町に戻り、小学校三年生のときから養老鉄道の存続に向けた活動が続いている高橋秀歩さんにも傍聴に来ていただいていると思います。先日には、高橋さんが長年にわたる取り組みまれてきた養老鉄道存続への活動や、今回休学してまでも、その活動に向き合う決意と方針が新聞でも大きく取り上げられました。

私は、この記事や高橋さん御本人との対話を通じて、ローカル鉄道の存続が未来を担う若い世代にとって極めて重要な意味を持つものであると改めて認識をいたしました。つまりそれは、江崎知事が掲げる安心とワクワクの岐阜県につながるインフラであり、若者のふるさとへのＵターン、Ｉターンを後押しする鉄道でもある

ということでもあります。

このように、地域の足として県民生活を支える養老鉄道や樽見鉄道、長良川鉄道、明知鉄道といった既存の地方鉄道を含めた公共交通は、岐阜県のまちづくりを進めるに当たり、重要な論点であることは言うまでもありません。

そのような中、公共交通政策を考える上で、とりわけ岐阜圏域は、本県の人口や都市機能が集積する中核地域であり、その公共交通の在り方と活性化は県全体の発展に大きく関わる重要なテーマであります。

県では、先進事例の調査・研究や、昨年度九月補正予算も活用した交通に関するデータの収集、整理が進められているところであります。また、今年三月には、岐阜市や羽島市、交通事業者、有識者などで構成する次の世代につながる県都岐阜市を中心とした交通システムの在り方検討会が設置され、これまでに四回の検討会が開催されるなど、具体的な議論も進められていると承知しております。

新たな交通システムの構想については、県民の間でも関心が高く、その議論の動向が注目をされています。岐阜圏域の将来のまちづくりや、交通政策の方向性にも大きく関わる重要なテーマであることから、現時点での議論の状況や課題認識について、県民に広く共有していくことは極めて肝要であると思います。

そこで、知事にお尋ねいたします。次の世代につながる新たな交通システムの導入に向けては、交通システムの在り方検討会を設置し検討を進めておられますが、現在までにどのような検討や議論が行われているのでしょうか。また、今後どのような方向性で検討を進めていくか伺います。

次に、アウトドア観光施策の今後の展開について伺います。

本県は、豊かな森林、清流、温泉など全国に誇る自然資源に恵まれており、アウトドアとの親和性が非常に

高い地域であります。登山やキャンプ、サイクリング、川遊びはもとより、近年では里山散策やトレイルランニングなど多様な楽しみ方も広がっております。例えば、来年三月には、美濃國山城トレイル実行委員会主催により、垂井町から坂祝町まで百六十キロのトレイルランも実施されると聞いております。

一方で、アウトドア観光は、自然の中で実際に体験し、その土地ならではの魅力に触れていただくものでもあります。そのため、単に情報を発信するだけではなく、地域の自然や文化や魅力をしっかり伝えることができる人材の育成、安心して楽しんでいただくための安全確保など、受入れ体制の整備も重要な視点だと考えております。

そうした中、県では本年度、一億円の予算を計上し、アウトドアを本県の観光の新たな切り口として打ち出されました。ブランディングや情報発信、旅行会社や関連事業者と連携した誘客促進などを通じて、全四十二市町村に点在する多様な地域資源を岐阜県全体の魅力として一体的に発信していくとされております。

そこで、観光文化スポーツ部長にお尋ねします。アウトドアを切り口として本県の新たな魅力を発信し、岐阜県といえばアウトドアと思っただけのような観光ブランドを築いていくため、今後どのような施策を展開していくのか伺います。

次に、楽しい農業・儲かる農業の実現に向けた出口戦略について伺います。

今年度から、ぎふ農業活性化基本計画がスタートいたしました。この計画では、楽しい農業・儲かる農業を基本理念に掲げ、本県農業の将来を見据えた様々な施策が盛り込まれております。

農業従事者の減少や高齢化が進む中、担い手の確保は本県の農業における最も重要な課題の一つであります。県が進めるアグリパーク構想や半農半Xなどの取組は、農業への新たな参入や多様な関わり方を広げるもので

あり、農業が本来持つ楽しさややりがいによって改めて光が当たり、新たな可能性をもたらすものと期待をしております。

アグリパーク構想については、この議場で知事と何度も議論をさせていただきました。

一方で、農業を支えていくためには、こうした多様な担い手の広がりに加え、地域の産地形成や雇用の受皿となる農業法人や、経営力のある経営体の存在も欠かせません。安定した生産量を確保し、販路拡大に対応するとともに、設備投資や人材確保を通じて地域農業を牽引するためには、一定の規模と経営力を有する経営体の役割が重要になります。県内の農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、それぞれの役割を生かしながら、持続可能な農業構造を構築していくことが重要であると考えます。

現在、農業者の高齢化が進み、将来を見据えれば、農地や生産基盤を誰が担っていくかという課題にも向き合わなければなりません。地域の農業を持続的に発展させていくためには、次の時代を担う人材が農業に夢や希望を持ち、将来の職業として選択できる魅力を高めていくことが重要です。

そのためには、生産力の強化はもとより、流通や販売、輸出までを見据えた出口戦略を県としてしっかりと構築し、生産者の所得向上につなげることで、農業をやりながら安心して生活していける基盤を築いていかなければなりません。

そこで、知事にお尋ねいたします。楽しい農業を儲かる農業へとつなげるため、流通、販売、輸出までを含めた出口戦略を今後どのように展開し、農業者の所得向上を図っていくか、お伺いをいたします。

これで二回目の質問を終わります。

○議長（松岡正人君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、三点の御質問をいただきました。

まず、リニアを活用したまちづくりの推進についてお答えをいたします。

リニア中央新幹線につきましては、本年三月に、静岡県専門部会におけるＪＲ東海との対話が完了し、間もなく静岡県知事が静岡工区の着工容認を表明する見込みとの報道がなされているところでございます。もし、静岡工区が着工された場合、最短で十年後の開業も想定されます。このため、従来の検討段階から具体的な行動へ移すべき段階に入つたと認識しているところでございます。

しかしながら、岐阜県内におきましては、瑞浪市大湫町内において、現在もトンネル工事に起因する地下水位の低下や地盤沈下が生じております。県としては、本件への対応が最優先と考え、ＪＲ東海に対し丁寧かつ誠実な対応を強く求めており、私自身、先日社長に直接面会して、その旨を申し入れたところでございます。

その上で、リニア中央新幹線の開業に向けた取組としましては、本年四月に県庁内の組織再編を行い、リニア未来都市局を新設するとともに、庁内各部局長で構成します岐阜県リニア中央新幹線対策本部会議を開催し、全庁を挙げて取り組む体制を整えたところでございます。

具体的には、本年三月に策定しましたリニア岐阜県駅を核とした東濃・可茂圏域のまちづくりの具体的な方向性の三本柱、これを踏まえまして、開業効果を県内全域に波及させるための施策を実行可能なものから順次開始しております。

まず、一つ目の柱であります国内外から訪れてもらえるまちづくりにつきましては、東京から一時間弱で結ばれ、トンネルを抜けると別世界の体験ができる特別な地域であると認識してもらえよう、誰もが森林空間

などを活用したアウトドア体験が行える受入れ環境の充実策として、トイレや駐車場などの整備を全県的に支援してまいります。

次に、首都圏・関西圏の生活圏として、働き住んでもらえるまちづくりという柱につきましては、アグリパーク構想の一環としまして、都市部の方々が農業参入を目指して気軽に農業を体験・学習できる環境を整えるなどの支援を行っております。

また、政策オリンピックを通じまして、空き家の流通や活用に関する様々なアイデアを募集し、二地域居住や移住の促進につながる取組を進めてまいります。

さらに、まちの魅力を高める基盤整備という柱につきましては、リニア岐阜県駅の工事や車両基地の造成工事とともに、駅へのアクセス道路となります濃飛横断自動車道の進捗が今や目に見える形で現れてきており、こうした取組を強力に進めてまいります。

また、本年五月には、県及び県内全市町村、経済・観光関係団体などで構成いたします岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究会、これを開催いたしましたして、戦略の改定方針について意見交換を行ったほか、六月には、岐阜県リニア中央新幹線活用戦略改定に係る有識者懇談会を開催し、専門的・多角的に議論を進めているところでございます。

開業効果を高めるためには、県内における機運醸成や、首都圏をターゲットとしたプロモーションも大切であり、今年度からSNSを活用し、開業効果などに関する情報発信を開始いたしましたところでございます。

さらに、リニア岐阜県駅や濃飛横断自動車道などの工事の進捗状況を定期的に発信するほか、開業効果と併せて岐阜県の魅力を紹介する動画を作成するなど、積極的に取り組んでまいります。

また、八月には中津川市におきまして、リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会の総会に合わせ、「リニアで描く未来を考える」をテーマにシンポジウムを開催するなど、引き続き県民の皆様や関係市町村、民間事業者などと連携しながら、リニアの開業効果を県内全域に波及させるため、魅力あるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

次に、次世代につながる新たな交通システムの導入、検討状況と今後の方針についてお答えをいたします。次の世代につなげます新たな交通システムにつきましては、現在、岐阜圏域のまちづくりを推進するための手段の一つとして、次世代型路面電車、いわゆるLRTを有力候補に、様々なまちづくり施策と組み合わせながら検討を進めているところでございます。

議員御指摘の検討会では、人口減少や高齢化の進展、運転手不足や免許返納者の増加など、今後予想される課題に対し、二十年、三十年先を見据えた持続可能な公共交通の姿について議論が進められております。

その中で、軸となります基幹交通や、そこから住宅地などへとつなぐ支線交通ですね、そして住宅地内を巡る生活交通を組み合わせた階層的な交通体系を設けるなど、効率的な公共交通ネットワークの必要について検討が行われたところでございます。

さらに、基幹交通として適した路線や理想的な交通システムを具体的に選定するため、鉄道や路線バスの利用状況、携帯電話の位置情報などビッグデータを活用した人の動き、自動車交通量、将来の人口推計や開発計画などのデータも活用しながら議論を進めているところでございます。

これまで四回の検討会の中で議論いただいた、将来の公共交通ネットワークの在り方については、中間報告として今月中に取りまとめを行い、公表することを予定しております。

今後は、これまでの検討会での議論を踏まえ、さらに具体的な調査、検討を進めるため、検討会の下部組織として作業部会を今月中を目途に設置する予定でございます。

この作業部会では、事業としての採算性や車線減少に伴う渋滞など、自動車交通への影響や既存インフラへの影響などの課題に加え、既存の公共交通を含めた階層性のある最適な公共交通網の在り方について、エビデンス、データなどを示しながら一つ一つ確実に検討を進めてまいります。あわせて、関係団体や県民の皆様により一層理解を深めていただくため、昨年度に引き続き、第二回となります岐阜圏域のまちづくりフォーラムの開催についても準備してまいります。

今後も関係団体や市町と引き続き丁寧な議論を重ねるとともに、定期的に状況を公表し、県民の皆様の御理解をいただきながら、具体的な検討を進めてまいります。

最後に、楽しい農業・儲かる農業の実現に向けた出口戦略についてお答えをいたします。

農業者の所得向上を実現するためには、何と言っても新たな市場を開拓し、需要を拡大していくことが重要であると考えております。そのため、作ってから売るのではなく、消費者ニーズを的確に捉えながら、売る先を確保してから作るという取組を推進し、ビジネスモデルの転換を図っているところでございます。

まず、SNSやECサイトを活用した産地直送など、農業者自らが販路を切り開く取組を後押しするため、今月には岐阜県農産物販路開拓支援センターを設置し、専門家による伴走支援を行い、新たな販売チャネルの開拓を支援してまいります。

また、農業者との距離が近く、継続的な利用者が多い直売所において、消費者の米の予約購入や定期購入をすることができるとする仕組みづくりを支援し、安定した需要の確保と県産米の流通拡大につなげてまいります。

ちなみに、今年度から開催しております県庁マルシェ、県庁の建物を使って販売を行うものでございますが、出店した農業者からは、「お客さんの声を直接聞くことができた」「農産物の魅力やこだわりを直接伝えることができた」といった声があり、同時に来場者からは「ほかで買えないような珍しい野菜が欲しい」といった要望をいただいたところでございます。こうした農業者と消費者が直接つながる機会こそが新たな需要を生み出し、農産物の価値を高め、生産者の意欲向上につながり、結果的に農業者の所得向上につながるものと考えております。

次に、身近な大消費地である名古屋圏での販路拡大の取組でございます。

名古屋の栄にあります県のアンテナショップ・ギフトプレミアムの販売機能を強化するため、先般、岐阜バスと連携し、高速バスを活用した中濃地域の農産物を輸送する社会実験を始めたところでございます。これは、この六月から開始をしたところでございます。

また、名古屋圏の飲食店等に対しまして県産農産物のニーズ調査を行いまして、農業者への情報提供を行うとともに、商談会の開催を通じて、新たな取引先の開拓と需要の掘り起こしを進めてまいります。

さらには、好調なインバウンド需要を取り込んだ新たな輸出戦略への取組でございます。海外への販路開拓や流通ルートの構築を担う地域商社を育成しまして、香港や台湾に加え、今年度新たに欧州、ヨーロッパへの輸出拡大に取り組んでまいります。

また、県内から観光や食材の魅力をリアルタイムで発信し販売する、いわゆるライブコマースというものがありますが、これや味わった食材を帰国後も購入できる仕組みづくりを進め、インバウンドと輸出の好循環を生み出してまいります。

こうした取組に合わせ、今年秋を用途に、安全・安心で環境に配慮した農産物を見える化する化する岐阜みどり農業認定制度を創設します。認定された農産物にはロゴマークを表示し、差別化を図ることで、県内はもとより、県外や海外も含めて県産農産物のブランド力の向上に努め、消費者や実需者が求める農産物の生産拡大を強力に進めてまいります。

○議長（松岡正人君） 観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君。

〔観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長（渡辺幸司君） アウトドア観光施策の今後の展開についてお答えをいたします。

県では、四十二市町村全てが観光地であるとの認識の下、地域ごとの多様な自然や体験の魅力を最大限に発信し、アウトドアといえば岐阜県というブランドイメージを構築することにより、県内全域への誘客促進と本県知名度の向上を図ってまいります。

市町村からは、森林浴や農泊、川遊びなど、多彩で魅力的なコンテンツが数多く寄せられており、現在これらを活用した体験メニュー化を進めています。そして、八月末には、大手旅行会社やオンライン旅行会社と連携し、五百以上の旅行商品として販売してまいります。

また、鉄道・交通事業者などと連携し、主要駅やサービスエリアのほか、大手アウトドア用品店などでプロモーションを展開するとともに、キャンプ場、温泉、飲食物販など多種多様な観光事業者の協力を得て、割引や特典付きのキャンペーンを実施してまいります。

あわせて、議員御指摘の受入れ環境の整備につきましては、観光人材の育成とともに、事業者と連携した水難事故や山岳遭難防止、熊対策に関する注意喚起を行うなど、安全対策の徹底を図ってまいります。

○議長（松岡正人君） 二十九番 国枝慎太郎君。

〔二十九番 国枝慎太郎君登壇〕

○二十九番（国枝慎太郎君） 続いて、県民生活を支える基盤の強化として、中東情勢の緊迫化による県内企業への影響と事業継続支援について伺います。

今年二月以降の中東情勢の緊迫化により、エネルギー価格の上昇や資材調達への影響が懸念されてまいりました。その影響は原油にとどまらず、化学製品や副資材の価格上昇、調達難にも及んでおり、県内産業にも一定の影響が生じていると認識しております。

本県は、製造業の集積地であり、物流業や建設業なども含め、多くの事業者がエネルギーや石油由来製品に支えられており、中東情勢の動向は県内経済全体に関わる重要な課題であります。

先日開催された県経済・雇用再生会議においても、経済界からは原材料不足や資材調達難、エネルギー価格高騰による経営への影響を懸念する声が相次ぎました。中には、工場の停止や廃業につながりかねないとの切実な意見も示されております。また、県経営者協会の実施したアンケートでは、会員企業の約七割が既に影響を受けていると回答をしております。

足元では、アメリカとイランの間で戦闘終結に向けた合意が発表され、情勢の鎮静化に期待が高まっております。

一方で、合意の履行や物流の正常化、エネルギー価格や資材価格への波及には、なお時間を要することも考えられ、県内企業への影響を引き続き注視していく必要があります。

県内の中小企業、小規模事業者が安定的に事業を継続していくためには、県として実態を的確に把握し、必

要な支援策を迅速かつ機動的に講じていくことが重要であります。

そこで、知事にお尋ねします。中東情勢の緊迫化により生じている県内企業への影響をどのように認識しておられるでしょうか。また、中小企業、小規模事業者が安定的に事業を継続できるよう、現在どのように対応されており、今後どのように取り組んでいくかをお尋ねいたします。

続いて、県土強靱化に係る公共事業予算について知事にお伺いをいたします。

これは、一番私の文章が多い質問でございますので、丁寧な答弁をよろしくお願いいたします。

県では、昨年三月に第三期岐阜県強靱化計画を策定し、強靱な県土をつくることを推進しております。

この計画は、社会インフラや農林業、住宅、医療、福祉、ライフラインなど、幅広い分野を対象とした県の防災・減災対策の基本計画であり、着実に実行していくことが求められます。

中でも、緊急輸送道路の整備、河川改修、土砂災害対策のほか、ため池や林道の整備など、多額の予算を必要とする公共事業が数多く位置づけられております。

こうした事業を着実に推進していくためには、十分な公共事業予算の確保が極めて重要であります。

本年度当初予算における公共事業費については、厳しい県の財政状況の中であっても、公共枠、県単枠を合わせ九百億円が確保されました。これは、我々が強く求めてきた予算規模に当たっていたものであり、改めて知事の御尽力に感謝を申し上げます。

一方、こうした事業は、国費を最大限活用しながら進められておりますが、国の公共事業予算は近年ほぼ横ばいの推移であります。国への要望活動は重要であります。国予算が大きく増額されない限り、今後の県配分額の大幅な増額も容易ではないと考えられます。また、制度提案要望についても実現までには一定の時間を

要するものであり、長期的には有効な手段である一方で、即効性は高くない可能性があります。

さらに、近年は物価高騰や人件費の上昇が続いております。先ほど申し上げた中東情勢については、足元で沈静化に向けた動きも見られますが、建設資材や燃料価格は既に高い水準であり、価格水準や物流の正常化には、なお不透明な面も残っております。

ここで、配付しました資料①を御覧ください。（資料を示す）こちらになります。

こちらは、県内の舗装工事で使用されるアスファルト再生合材の主要材料であるストレートアスファルトや、その製造に用いる燃料の重油の価格、そして県の設計単価の推移を示したものであります。御覧のとおり、ロシアによるウクライナ侵攻以降、資材価格の変動は大きくなっております。昨年六月には一時的に落ち着いたものの、今年二月以降の中東情勢の緊迫化を受け、再び急激に上昇をしております。

一例を示しますと、この道路の舗装工事で使用するアスファルト再生合材の材料であるストレートアスファルトは約五九％、重油は約三七％、この一年間で上昇をしております。

その結果、例えば二車線の一般道路の舗装を行う工事において、アスファルトの再生合材の価格高騰や施工機械の燃料費の上昇等により、一年前には五百メートルできていた工事が、今では四百六十メートルしかできないような状況になっております。

このような状況から、公共事業の実施に要する費用が大きく増加していくことは明らかであります。そのため、公共事業予算の総額が変わらなければ、実施できる事業量や施工延長は減少することとなります。

よって、物価や人件費の上昇も踏まえながら、必要な事業量に見合った予算規模を確保していくことが求められるのではないでしょうか。

また、高市総理は、毎年度の補正予算を前提とした予算編成からの転換を打ち出しておられます。先月には中東情勢に対応する補正予算が成立したものの、例年の経済対策補正予算については、今年度は編成されないことも考えられます。

こうした状況を踏まえ、県土強靱化を計画的に推進するためには、国費の確保に加え、国の採択基準に満たない事業や地域の実情に応じた迅速な対応に必要な県単予算についても、十分な規模を確保していくことが重要ではないかと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。物価高騰が進む中でも、第三期岐阜県強靱化計画を着実に推進するため、今後必要な公共事業予算をどのような方針の下で確保していかれるのか。また、国の補正予算の動向が不透明な状況を踏まえ、今年度の県単補正予算の編成について、どのようにお考えか伺います。

続いて、物価高騰下における持続可能な農業経営についても伺います。

農林水産省が今年五月に発表した農業物価統計によると、今年四月の農業生産資材価格指数は、二〇二〇年を一〇〇とした場合一三〇・八となり、過去最高水準で推移しております。また、施設園芸などに大きく影響する光熱動力費についても一四四・一と高い水準であり、農業経営への負担は依然として大きい状況であります。

農業現場からは、このままでは営農を続けていけない、施設の更新ができないといった声も聞かれます。

特に、施設園芸分野では高品質な農産物の生産や周年出荷が可能であり、農業の付加価値向上に大きく貢献する分野であります。一方で、ハウスや設備の整備、更新には多額の費用を要することから、資材価格高騰の影響を受けやすく、新規参入や経営継続のハードルは年々高まっております。

また、県が推進するスマート農業は、省力化や生産性向上の観点から大変重要な取組ではありますが、高額な機械やシステムの導入が必要となる場合も多く、補助制度を活用したとしても個人農家にとっては大きな負担となっており、生産性向上に向けた投資へ踏み出しにくいという状況も見受けられます。

後継者不足や高齢化が進む中、今後は、離農や規模縮小により使われなくなる施設等も増加していくことが想定されます。限られた農業資産を有効活用し、生産基盤を維持していくために、こうした施設を地域の財産として、次の担い手へ円滑に引き継いでいく視点も重要であると考えます。

そこで、農政部長に伺います。農業者が将来に希望を持って営農を継続できる環境を整えていくためには、経営継続を支える支援策に加え、施設園芸分野における農業資産の有効活用も重要であると考えますが、今後どのように進めていくか、お尋ねをいたします。

続いて、熊被害から地域を守る体制づくりについて、二点伺います。

全国各地で熊による人身被害が相次ぐ中、本県においても熊の出没が増加し、学校行事や地域活動にも支障が生じています。

昨年度の熊の目撃件数は千百四件と二〇一一年度以降で二番目の多さとなり、今年度も岐阜市の岐阜ファミリパークが臨時休園となったほか、関市では市街地周辺で目撃が相次ぎ、学校の校外学習の延期や場所変更を余儀なくされるなど、県民生活への影響も広がっております。

先ほどアウトドア観光に関する質問をしましたが、揖斐川町では、あるキャンプ場周辺で熊の目撃情報があったことをきっかけに、実際に熊が出没した場所ではない別のキャンプ場でも利用予約のキャンセルが相次いだと同っています。こうした事例は、熊の出没が地域全体のイメージや観光需要にも影響を及ぼすことを示し

ており、本県がアウトドアの聖地を目指していく上で、安心して自然を楽しめる環境づくりが求められます。

熊の生活圏への出没を防止する取組を進めることはもちろん、出没した場合においても学校や地域、観光施設等の安全を確保し、県民や観光客の不安を最小限に抑えていく必要があります。

また、熊の出没が増加し、緊急銃猟制度の運用も始まる中、現場で対応に当たる狩猟者の役割はこれまでに以上に大きくなっています。

一方で、現場からは狩猟者の高齢化や担い手不足に加え、その育成環境の維持を懸念する声も伺っております。私の地元の揖斐郡猟友会では、令和七年度の会員百三十名のうち、熊を銃で捕獲することができると第一種銃猟免許の保有者は三十九名で、全体の約三割にすぎません。さらに、その中には、高齢の方や経験の浅い方も含まれていることを踏まえれば、銃猟に対応できる担い手の確保、育成は喫緊の課題であります。

その担い手育成の中核を担うのが教習射撃場であります。

教習射撃場は、安全な射撃技術の習得や技術の向上、さらには技能や経験の継承に欠かせない施設であります。施設の老朽化や物価高騰などにより、その運営を取り巻く環境は厳しさを増しております。

地域の安全を守る上で、最終的に現場を支えるのは人であり、狩猟者の確保だけではなく、安全かつ的確に対応するための技能の維持・向上を図るとともに、その担い手を継続的に育成していくことが不可欠であります。

そこで、環境エネルギー生活部長に二点伺います。まず、熊出没時の県民の安全確保という観点から、関係機関と連携しながら、どのように危機管理体制を強化していくのか。

次に、教習射撃場の安定的な運営を含め、捕獲技術の維持・向上と次世代の担い手育成を支える基盤の確保

について、県としてどのように取り組んでいくか、お尋ねをいたします。

ここで三回目の質問を終わります。

○議長（松岡正人君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、二点御質問をいただきました。

まず、中東情勢の緊迫化による県内企業への影響と事業継続支援についてお答えをいたします。

今回の中東情勢に伴います国内経済の影響でございますが、大きく二つの点に分けて考える必要があると考えております。

まず一点目は、日本のエネルギー安全保障の脆弱性でございます。

日本のエネルギー自給率は、二〇二四年度一六・四％と、他のOECD加盟国に比べて極めて低い水準にあり、化石燃料の大部分を海外に依存していることから、今回のような国際情勢の混乱による影響を大きく受けることが改めて浮き彫りになったところでございます。

二点目は、流通の目詰まりと言われる資材の買占めや売惜しみでございます。

昨年の米不足のときと同じく、今後購入できなくなるのではないかとの不安から、卸や流通段階などいつもより少し多めに買っておこうという心理が働き、川上と言われる各段階で在庫をためることで、国全体としては十分供給量が確保されていても、川下と言われる中小・小規模事業者や個人事業者まで行き届かないという事態が発生したと考えられます。

県の対応としては、まず、中東情勢への影響が懸念され始めた三月初旬に専用相談窓口を設置するとと

もに、若手経営者勉強会や経済・雇用再生会議、個別の企業ヒアリングなどによる県内企業の状況把握に努めてまいりました。その中で、代替手段の確保や親会社からの支援の有無、そして同じ業種や規模でも企業によって影響に濃淡があることが明らかになってまいりました。

そのため、県制度融資に中東情勢影響枠というのを新設いたしましたして、経営状況が厳しい企業の資金繰りを支援する体制を整えたところでございます。

また、五月下旬には、資源エネルギー庁や中小企業庁など関係省庁に対し、中小・小規模事業者の財政措置や雇用調整助成金の要件緩和といった事業者への支援、そして買占めや売惜しみの実態把握など、流通段階における目詰まりの徹底的な解消、さらにはエネルギーの中長期的な安定供給に向けた体制確保、最後に、公共ライフライン事業への支援といった四つの事項について要望を実施してまいりました。

これまで日本は、経済拡大を前提に、トヨタ生産方式に代表される在庫をあまり持たない効率性重視のビジネスモデルを追求してまいりました。しかしながら、今回の危機によって、複数の調達先の確保など代替手段の確保や、新技術による新たな流通システムの導入といった対応の必要性が明らかとなりました。

今後発生が懸念されております南海トラフ巨大地震などの大規模災害時などにおいても同様の事態が発生することが想定されることから、複数の調達ルートや代替資材の確保といった供給不安定に備えた予備の仕組みをつくる、いわゆるリダンダンシーの確保を国や業界団体に提案するなど、知恵と工夫を凝らし、持続可能な地域経済の実現を目指してまいります。

こうした取組を進めるため、県内企業に対しては、業界の影響把握、現在の資金繰り支援の継続に加えまして、国際情勢や新たなビジネスモデルを学ぶ機会を提供するとともに、今月中には価格高騰分を適正に転嫁す

る手法を学ぶセミナーを開催いたします。

また、企業の労働力確保と生産性向上を同時に目指す働いてもらい方改革を一層推進することで、環境変化に強い企業づくりを支援してまいります。

次に、県土強靱化に係る公共事業予算についてお答えをいたします。

本県は、山間部から平野まで広大な面積を有しており、県民の安全・安心を確保する上で、道路や橋、ため池、治山施設の整備といった公共事業は大変重要なものであると認識しております。

このため、県としては、令和七年三月に策定しました第三期岐阜県強靱化計画に基づきまして、必要な防災・減災対策、県土強靱化に取り組んでまいりました。

また、議員御指摘のとおり、物価高騰が続く中での資材価格の上昇は、公共事業の分野における深刻な課題として認識しております。

こうした中、今後の国の予算編成につきましては、例年実施されております地方財政措置が有利となります補正予算も含め、見通しが立っておりません。しかしながら、国の補正予算が編成される機会を的確に捉えて、必要な予算を確保できるよう努めてまいります。仮に、国が補正予算に代えて当初予算として編成する場合には、補正予算と同様の有利な財政措置が継続されるよう、国に対し要望を行ってまいります。

また、県単独で実施する公共事業でございますが、日常的な維持管理経費のほか、突発的な被害への応急対応など、原則として国費を活用できない事業を実施するための機動的な予算でございます。特に、中山間地の多い本県におきまして、地域の実情に即して県民の安全・安心を支える重要なものであり、所要額を今年度当初予算に計上したところでございます。

さらに、こうした県単独事業の予算をより効果的に活用できるよう、先般、デモンストレーションを行わせていただきました除草、草刈り業務の車載式の草刈り機の導入や道路パトロールへのＡＩの活用など、最新技術も含め、あらゆる手法を検討してまいります。

その上で、物価高騰が続く現状や当初予算編成後の事情の変化などを踏まえ、県民サービスの維持・向上を図るため、必要に応じて補正予算の編成を検討してまいります。

○議長（松岡正人君） 農政部長 堀 智考君。

〔農政部長 堀 智考君登壇〕

○農政部長（堀 智考君） 物価高騰下における持続可能な農業経営についてお答えいたします。

これまで県では、施設園芸農家に対する燃料価格の一部を補填するセーフティネット事業の実施や、農業機械の共同利用による営農コストの低減につながる取組を支援してまいりました。

しかし、園芸用ハウス等の施設整備費の急激な上昇は、これらの支援策でカバーすることは難しく、新規就農や規模拡大の大きな障壁となっております。このため、昨年度から離農者の施設や機械を一体的に引き継ぎ初期投資を抑えることができる、いわゆる居抜き型の経営継承を推進しているところです。

具体的には、離農予定者などを対象としたセミナーの開催や専門家派遣によるマッチングに取り組み、令和七年度は経営継承が四件成立いたしました。今年度は、新たに継承前に施設や機械等の改修を支援する制度を創設し、さらなる負担軽減に取り組んでまいります。

今後は、これらの取組を継続しつつ、農業機械の共同利用や経営継承の優良事例について県内への横展開を図り、農業資産の有効活用を進め、農業の持続的発展に取り組んでまいります。

○議長（松岡正人君） 環境エネルギー生活部長 田口博史君。

〔環境エネルギー生活部長 田口博史君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（田口博史君） 二点御質問をいただきましたが、まず、熊出没時の危機管理体制の強化については、熊の出没が山間部にとどまらず、出没件数の増加も著しいことから、今年度は四月早々から県ホームページ、公式SNSや報道機関を通じて注意喚起を行ってまいりました。

また、観光施設等への屋外掲示用ポスターの配付、学校や企業、自治会等での出前講座を実施し、被害を防ぐ基本行動を呼びかけています。あわせて、県内全市町村の担当課長出席の会議を急遽開催し、安全対策に関する情報共有を図ったほか、近隣県との捕獲や追ひ払いに関する取組事例の意見交換を行うなど、危機管理体制の強化に努めてまいりました。

一方で、熊が生活圏に出没した際の追ひ払いや捕獲には課題があると認識しております。このため、市町村等を対象に、AIによる検知など最新技術に関する研修を先週実施したところであり、出没件数が少ない市町村向けには、今月十日に箱わなの選定、使用に関する研修を行う予定です。

さらに、市町村、猟友会等に対し、緊急銃猟の手順を確認する実地訓練の早期開催を働きかけるとともに、実施に必要なマニュアル等の今年度中の整備を支援してまいります。

続きまして、捕獲技術の維持・向上と次世代の担い手育成を支える基盤の確保については、県としても教習射撃場の維持管理と銃猟に対応できる若い担い手の育成・確保が重要であると認識しております。

まず、県内八か所の教習射撃場の維持管理については、国の制度を最大限活用しながら、銃弾の飛び出し防止対策や老朽化した機材の更新など、機能の維持を支援してきました。今後も技術の維持・向上の基盤として

機能するよう射撃場の整備に対する予算の拡充とともに、トイレや待合室等の女性や若者の利用増加につながる施設の整備についても補助対象とするよう国に働きかけてまいります。

次に、若い担い手の育成・確保については、狩猟者の約半数が六十歳以上であるため狩猟免許試験受験料の学割制度を導入するとともに、令和元年度からは試験回数を年五回から年七回に増やすなど、受験環境の改善を図ってきました。加えて、今年から三十九歳までの方を対象とした模擬銃による射撃や、わなの設置を体験する狩猟の魅力普及セミナーを実施するなど、若年層の参入を促進してまいります。

○議長（松岡正人君） 二十九番 国枝慎太郎君。

〔二十九番 国枝慎太郎君登壇〕

○二十九番（国枝慎太郎君） 御答弁ありがとうございます。

続いて、安心と活躍を実現できる社会づくりについて、まず、県庁における育児休業を取得しやすい環境整備について伺います。

近年、男性の育児休業取得を促進する動きは全国的に広がっており、本県でも男性職員の育児取得率は年々上昇しております。

一般行政部門では、令和元年度の五一・六％から令和六年度には九二・六％まで上昇しています。また、取得期間の長期化も進んでおり、事務職の男性職員における半年以上の取得割合は、一八・八％から三一・九％まで上昇しています。

本県では、育児を取得する職員がいる場合、原則として正職員による代替配置を行い、職場運営に支障が生じないように努めておられます。

一方、育休の期間や職種によつては、正職員の代替配置を確保できないケースもあると伺っています。特に、専門性を要する技術職では、そもそも人材確保自体が容易ではなく、代替配置が現実的には難しいと考えます。その結果、周りの職員が業務を分担して支えている実態もあり、育休を取得する職員が気兼ねなく制度を活用できることはもちろん、送り出す側の職員も納得感を持って支え合える職場環境を整備することが重要であります。加えて、育休の取得を支える現場の負担や受け止めについても、実際に業務を支える職員の声を丁寧に把握していく必要があると思います。

そのような中、ほかの自治体では、育休取得者等の業務をサポートした職員に対し勤勉手当を加算する、いわゆる育休カバー手当の導入が広がっています。今年四月から導入した滋賀県では、育休を取りたいが周りに気兼ねするといった職員の声を背景に導入が進めてられました。

なお、報道によれば、同様の制度は全国十四県で導入されているほか、県内では岐阜市でも今年から導入をされています。さらに、こうした取組は自治体にとどまらず、民間企業でも広がっております。

そこで、知事公室長に伺います。育児休業を取得しやすい職場環境を真に定着させていくためには、育休取得を支える側も組織として適切に評価し、応援する姿勢が重要と考えます。全国で導入が進む育休カバー手当について、県としてどのように認識しているのか、制度導入の考えも含め所見を伺います。

続いて、女性アスリートが安心して競技に取り組める環境の確保について伺います。

近年、本県では、バレーボールのＪＡぎふリオレーナやハンドボールの飛騨高山ブラックブルズ岐阜など、女性アスリートの活躍が目覚ましく、本県のスポーツ振興にも大きく寄与しております。

一方、競技の現場では、選手を対象とした性的意図による写真・動画の盗撮やSNS上での悪質な投稿が問

題となっており、見過ごせない状況にあります。これらは単なる迷惑行為にとどまらず、選手の尊厳を傷つけると同時に、健全なスポーツ活動の基盤を揺るがす問題であります。

こうした行為は選手の競技への集中を妨げ、場合によっては競技の継続に影響を及ぼすものであり、努力を重ねてきた選手が、競技とは無関係の理由で競技を断念せざるを得なくなるようなことは決してあってはなりません。

実際に、日本バレーボール協会では、選手からプレーに集中できないとの声が寄せられたことなどを受け、今年五月に開催された国内ビーチバレーボール大会において、観客による写真・動画の撮影を禁止する措置が講じられたところであります。また、国において写真・動画による行為をアスリートへの性的ハラスメントとして明確に位置づけ、競技団体等に対し、撮影ルールの整備や未然防止の取組を求めています。

スポーツ界でも、関係団体が連携し、安心して競技に取り組める環境の確保に向けた取組が進められており、本問題はスポーツ界全体で取り組むべき課題として認識されています。本県でも、こうした課題への対応を進めていくことが重要であると考えます。

そこで、観光文化スポーツ部長に伺います。女性アスリートに対する写真・動画による性的ハラスメントについて、県としてこのような問題をどのように受け止めているでしょうか。その上で、女性アスリートが安心して競技に取り組める環境づくりに向け、県としてどのように取り組んでいくか、お尋ねをいたします。

続いて、岐阜県国民健康保険国庫負担金減額措置対策費補助金の見直し検討について伺います。

重度心身障がい者や独り親家庭などを対象に、医療機関の窓口での自己負担の軽減を図る福祉医療費助成制度は、支援を必要とする県民の安心な暮らしを支える極めて重要な制度であります。県でも、県と市町村が連

携しながら長年にわたり実施されているところであります。

一方、この制度に関し、市町村が窓口での自己負担を求めない形で医療費助成を行った場合、国は自己負担がないことにより受診機会が増え、結果として医療費が増加することを抑制する観点から、市町村に対する国民健康保険の国庫負担金を減額する仕組みを設けております。

県では、国の措置による市町村の負担額を緩和するため、昭和六十二年度から減額措置対策費補助金として支援を行ってこられました。

こうした中、今年四月、県のこの補助制度について、令和十一年度の廃止に向けた見直しが検討されているとの報道があり、市町村から継続を求める声や懸念も示されております。

この報道に接し、被保険者の負担が増えるのではないかと不安を抱かれた県民もおられるのではないかと感じています。しかし、今回検討されているのは、福祉医療費助成制度そのものの見直しではなく、減額措置対策費補助金の在り方であり、その背景には、国保制度改革の一環として進められている保険料水準の県内統一に向けた議論があると承知しております。

そこで、健康福祉部長に伺います。今回の見直しの検討について、県としてどのような考えの下で議論を進めてきたのでしょうか。また、市町村からの声をどのように受け止め、今後どのような方向で協議を進めていくか、考えをお尋ねいたします。

続いて、一時保護体制の強化に向けた人材確保の取組について伺います。

昨年二月議会において、私は、増加する児童虐待への対応や子供の人権擁護の観点から、一時保護体制の充実について質問をいたしました。

県からは、中濃圏域への新たな一時保護の施設の整備に向けて、施設整備に係る基本計画の策定に着手し、具体的な施設機能や設置場所、運用方針など決定していくとの答弁がなされたところであります。

その後も、全国では、親による虐待や暴力によって幼い命が失われる痛ましい事件が相次いでいます。また、今年五月には、プロ野球の監督による子供への暴力事案が大きく報道されるなど、子供の安全確保や権利擁護に対する社会の関心は一層高まっております。

施設整備には、相応の時間を要するものと承知しておりますが、一時保護を必要とする子供が増加傾向にある中、待ったなしの課題として改めて早期の整備を早くお願いするものであります。

また、施設整備と併せて、一時保護体制の強化には人材の確保も不可欠です。一時保護施設では、満三歳以上の児童については、おおむね三人に一人以上の職員が必要とされており、

さらには、一時保護を判断する子ども相談センターについても、相談事案の増加や複雑化により職員の負担が大きくなっており、近年は離職も多く、慢性的な人手不足が続いていると伺っております。

そこで、子ども・女性部長にお尋ねします。一時保護体制の強化のため、福祉人材の安定的な確保に向けて、今後どのように取り組んでいくか伺います。

続いて、自転車の交通反則通告制度導入に伴う周知啓発について伺います。

今年四月から、自転車の交通違反に対して反則金を科す交通反則通告制度、いわゆる青切符の運用が開始されましたが、何が違反になるのか、これまでと何が変わったのかなど県民の関心や不安の声を耳にします。

自転車は、子供から高齢者まで幅広い世代が利用する身近な移動手段であるため、道路交通法や交通ルールへの理解に大きな差があると感じております。

例えば、今回の制度は十六歳以上が対象であり、高校生も含まれておりますが、高校生は道路交通法を体系的に学ぶ機会は決して多いとは言えません。また、本県では外国人労働者や留学生も増加しており、日本の交通ルールを十分理解できないまま自転車を利用しているケースも想定されます。さらに、一般の県民においてもルールは十分浸透しているとは言い難いのではないのでしょうか。

自転車は、車道通行が原則ということとは広く知られていても、普通自転車歩道通行可の標識がある場所では歩道通行が認められていることや、十三歳未満の子供や七十歳以上の高齢者等に例外規定があることは、正確に理解されている方がどれほどおられるでしょうか。

実は、私自身も先日、県警との意見交換の中でこの例外規定を初めて知ったところであり、県民への周知はなお課題があると感じたところであります。

高齢者の中には違反になるのではないかと不安を感じ、自転車の利用をためらう声も耳にしております。

そこで、県警本部長に伺います。自転車の青切符の運用に当たり、県民の方々、特に高校生、外国人、高齢者の交通安全確保のため、それぞれの実情に応じた丁寧な周知啓発にどのように取り組むか、お尋ねをいたします。

これで四回目の質問を終わります。

○議長（松岡正人君） 知事公室長 松本順志君。

〔知事公室長 松本順志君登壇〕

○知事公室長（松本順志君） 県庁における育児休業を取得しやすい職場環境について、お答えします。

職員が気兼ねなく育児休業を取得するには、その職員に代わって業務を行う人員を適切に配置することが重

要と考えております。

直近三年間では、四月一日時点で育児休業取得者の約九割に代替職員を配置しています。しかし、技術職や、あるいは一、二か月程度の短期間育児の場合は代替職員の配置が困難なケースもございます。

議員御紹介の育児カバ―手当は、こうした場合に業務を分担した周囲の職員に手当を支給することにより、育児休業を取得しやすい職場環境づくりを目指すものです。導入された全ての自治体では、勤勉手当に加算をするという形で支給されていると承知しております。

一方で、加算額や支給対象となる職員の数といった条件は自治体ごとに異なっており、現時点では統一的な基準がない状況でございます。

このため、今後は他の自治体の事例をよく研究し、職員からも意見をお聞きして、制度導入の必要性や適切な制度設計について検討してまいります。

○議長（松岡正人君） 観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君。

〔観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長（渡辺幸司君） 女性アスリートが安心して競技に取り組める環境の確保について、お

答えをいたします。

スポーツ選手への性的ハラスメントは、本人や家族に加え、多くのファンを傷つける許されない卑劣な行為であると認識しております。

この防止に向け、国では大会等での撮影許可制の導入や役員・警備員による巡回監視などの対策をまとめ、全国の競技団体に参考とするよう通知をしております。県の調査では、県内四十の競技団体のうち約四割の団

体で対策が未実施であり、実際に盗撮被害が確認されていることから、さらなる取組が求められます。

このため、県内全ての競技団体に対してユニホームの形状や競技時に取る姿勢など、競技の特性に応じた対策を講じるよう働きかけるとともに、各競技会場に対し、注意喚起の啓発ポスター掲示を依頼してまいります。また、県警察と連携し、盗撮を防ぐ環境づくりや発見後の対応など、実務的な研修を開催いたします。

加えて、競技団体を通じた相談窓口の周知徹底、事案に応じた注意喚起や対応要請など、被害の早期発見と適切な支援により、女性アスリートが安心して競技に専念できる環境を確保してまいります。

○議長（松岡正人君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 岐阜県国民健康保険国庫負担金減額措置対策費補助金の見直し検討につきましてお尋ねがございました。

我が国の医療保険制度は、国民皆保険を通じて、世界最長の平均寿命と高い保健医療水準を実現した重要な社会基盤であります。

一方、昨今の医療費の増加や支え手となる人口の減少などに伴い、保険の給付と負担の在り方が大きく問われている状況であります。

医療保険制度の持続可能性の観点からは、個人の主体的な健康意識と集団全体の連帯意識を高めていくことが不可欠であり、多くの構造的課題を抱える国民健康保険においては、一層の取組が求められております。

こうした中、県は、都道府県単位の保険料水準の統一に向け、昨年度から、そのプロセスと当該補助金の在り方を一体的に市町村と議論してまいりました。

補助金の見直しに当たりましては、代替財源の確保や住民の理解が不可欠となります。このため、市町村からは補助金の継続が要望されており、県としても慎重に受け止めております。

以上を踏まえまして、補助金の在り方につきましては、医療保険制度の持続可能性の観点や各市町村が抱える課題に十分配慮した上で、丁寧に議論を進めてまいります。

○議長（松岡正人君） 子ども・女性部長 桑田善晴君。

〔子ども・女性部長 桑田善晴君登壇〕

○子ども・女性部長（桑田善晴君） 一時保護体制の強化に向けた人材確保の取組について、お答えいたします。一時保護体制の強化には福祉人材の確保が不可欠であり、積極的な採用と人材育成に取り組んでいるところであります。

まず、採用については、本県職員が業務の魅力を直接学生に伝える大学訪問や子ども相談センターでのインターンシップを実施するとともに、昨年度から、大学三年生が受験可能な試験区分を設けて受験機会の拡大を図るほか、即戦力となる経験者の採用も拡充しております。

人材育成につきましては、若手職員を対象とする模擬事例によるロールプレイ研修や、県警察との虐待対応演習など、実践的できめ細かな研修を充実させております。また、階層別研修や管理職との定期的な面談など、スキルアップとともに安心して働ける環境づくりにも努めております。

さらに、今年度は、日本福祉大学と連携してぎふ福祉キャリアナビを設置いたします。これは、大学内に相談員を配置して、本県への就職情報の提供や相談、就職後のフォローアップを実施してまいります。こうしたことにより、福祉人材の安定確保につなげてまいります。

○議長（松岡正人君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） 自転車の交通反則通告制度導入に伴う周知啓発についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、自転車は身近な移動手段である反面、交通ルールの浸透が必ずしも十分とは言い難い面も見られ、世代や立場に応じたきめ細かな周知啓発が重要であると考えております。

県警察におきましては、自転車の交通反則通告制度の導入に当たって県内の全ての高校に出向き、生徒とその保護者に、制度の趣旨や自転車に関する交通ルールを分かりやすく説明することに努めてまいりました。

また、外国人に対しましては、企業や外国人学校において、外国人交通安全教育指導員等による交通安全教室や複数言語のチラシの配布などを行っております。

さらに、六十五歳以上のシニア世代の皆様には、自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育のほか、家庭訪問やシニア世代の利用頻度の高いスーパーや病院等において制度やルールに関する個別の説明を行うなど、その不安の解消にも努めているところでございます。

今後引き続き関係機関と連携をいたしまして、交通事故の発生状況や地域住民の御要望等を踏まえて指定した自転車指導啓発重点地区・路線による街頭活動、SNS等の媒体を活用した広報活動のほか、自転車の安全利用に特化した講話などの交通安全教育を行い、自転車の交通反則通告制度や交通ルールの周知啓発に積極的に取り組んでまいります。

○議長（松岡正人君） 二十九番 国枝慎太郎君。

〔二十九番 国枝慎太郎君登壇〕

○二十九番（国枝慎太郎君） 御答弁ありがとうございます。

最後に、子供の学びと成長を支える教育環境づくりとして、まずは岐阜県の高校教育改革の方向性について教育長に伺います。

私の時間は十分まだ残っておりますので、しっかりとした答弁をお願いします。

今年二月、文部科学省は、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を公表し、二〇四〇年を見据えた高校教育の将来像を示しました。

この中では、社会構造が大きく変化する中であっても、生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、地域や社会を支える人材を育成していくための高校改革の方向性が示されました。

特に、ＡＩに代替されない能力や個性の伸長、地域や社会の発展を支える人材育成、多様な学習ニーズへの対応の三つを柱として掲げられるとともに、各都道府県に対しては、高校教育改革実行計画の策定や、その先導役となる拠点校の配置を求めています。

さらに、国は、各地域の特色ある高校改革を着実に推進するため、総額約三千億円の高等学校教育改革促進基金を創設し、本県でも最大約六十億円規模の事業申請が可能とされています。

こうした国の方針を踏まえ、本県では、岐阜工業高校、大垣北高校、華陽フロンティア高校の三校を拠点校として国へ申請し、昨日採択されたと承知しております。

今回の取組は、単なるモデル校の指定にとどまらず、今後の県立高校改革を具体化していく重要な第一歩であります。また、これらの三校はそれぞれの分野において先導的な役割を担いながら、本県の高校教育改革を牽引していく存在になるものと考えます。

一方で、国が示した基本方針では、拠点校を設置すること自体が目的ではなく、その成果を県内の高校へ共有、普及し、地域全体の高校教育の質の向上につなげていくことが重要であるとされています。

三校がそれぞれの特色を生かした先進的な取組を進めることは重要ですが、それを県内のほかの高校へも知見や成果を共有し、県全体の教育力向上へ結びつけていくことが求められます。

そこで、教育長に二点伺います。一点目に、岐阜工業高校、大垣北高校、華陽フロンティア高校の三校を拠点校として選定した理由は何か。また、高等学校教育改革促進基金を活用して、各拠点校においてどのような教育改革に取り組む考えでしょうか。

二点目に、改革先導拠点校の取組成果をどのように県全体の高校教育改革へつなげていくか、お尋ねをいたします。

次に、将来を見据えた県立高校の適正規模・適正配置の検討について伺います。

昨年十二月議会において、長屋県議から、学校再編を含めた県立高校の今後の在り方について質問があり、教育長からは、県の高校教育改革実行計画の策定を進める中で、県立高校全体の在り方についても検討していく旨の答弁がありました。

しかしながら、今回国が示している枠組みは、あくまで高校教育改革のモデルづくりと、その横展開に主眼を置くものであり、少子化の進行を踏まえた県立高校の適正規模・適正配置の在り方をどうしていくかという議論とは、必ずしも同じものではないと考えられます。

令和八年度の県立高校全日制の入学定員は、一万二千四百八十五人であったのに対し、合格者数は一万一千二百三十四人、充足率は約九〇％となり、平成以降最も低い水準となりました。加えて、県内六十一校の県立

全日制高校のうち、四十校を超える高校で定員割れが生じております。

一方で、県内の全日制私立高校の志願者は一万四千三百八十二人のうち、公立高校を受験しない単願志願者は二三・七%と過去十年で最大の伸び幅となりました。高校授業料の実質無償化の流れも相まって、私学への進学志向が高まっていることがうかがえます。さらに、今後の中学生人口の減少も確実に見込まれており、県立高校を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増していくものと考えられます。

本県では、これまで小規模校の魅力化や特色づくりを通じて、学校の活性化を図る取組が進められてきました。しかし、少子化の進行や生徒、保護者の進学ニーズの多様化といった環境変化を踏まえば、こうした取組だけで今後も対応していくことができるのか、改めて検証するべき段階にあるのではないのでしょうか。

将来にわたり持続可能で、子供たちにとって魅力ある教育環境を維持していくためには、現状維持にとどまるのではなく、今こそ思い切った改革を進めるべきと考えます。

そこで、教育長に伺います。少子化の進行や私学を含めた教育環境の変化を踏まえ、県立高校の適正規模・適正配置についてどのような認識を持ち、今後どのような考え方で検討を進めていくか、お尋ねをいたします。次に、部活動遠征時における生徒の安全確保についてお尋ねいたします。

今年五月、新潟県の高校で部活動遠征中のマイクロバスが高速道路上で事故を起こし、生徒の貴い命が失われるという大変痛ましい事故がありました。

今回の事故では、運転手の資格や運行手配の在り方など、安全管理の根幹そのものが問われております。

生徒を乗せて移動する以上、その移動手段が適切な形で確保され、安全に運行される体制となっているかは極めて重要な視点であります。

本県でも、各競技において県内外での練習試合や大会、合宿などが日常的に行われております。特に、岐阜県は、地域によって公共交通機関だけで円滑な移動が難しい実情もあり、教職員や保護者の多大な御努力、御協力によって部活動が支えられている側面もあると承知しております。

一方で、生徒を乗せた移動を誰がどのような形で行うことが適切なのか、安全確保の観点からも検証すべき課題の一つであります。

県教育委員会では、今回の事故を受け、部活動遠征の実態調査が実施されたのですが、重要なのは、その結果から本県の現状や課題をどのように捉え、今後の安全対策につなげていくかであると思います。

そこで、教育長に伺います。今回実施された実態調査により、どのような現状や課題が明らかになったのでしょうか。また、その結果を踏まえ、安全確保のため今後どのような対応を考えているか、お尋ねをいたします。

最後に、高校における生理に伴う欠席への配慮について伺います。

ここで資料②を御覧ください。（資料を示す）こちらです。

こちらは、先日私の事務所でもインターンをしていただいた高校生の方から、私の元に届けられました生理休暇制度の導入についての要望書であります。

赤文字のライン、赤線の引つ張つてあるラインに書いてあるとおり、要望書には、月経に伴う体調不良や痛みにより学校生活に支障を来す生徒がいることや、体調不良で学校を休んだ場合には欠席となり、精神的、肉体的な負担となっていることが示されております。

私は、この要望書を読んだとき、社会では生理休暇という考え方があるのに、なぜ高校生には同様の配慮が

ないのかという率直な問題提起を受け止める必要があると感じました。

県庁では、職員を対象とした女性健康休暇が設けられており、女性の体調に配慮が必要という考え方は県行政でも根づいております。一方で、高校生には制度として位置づけられていない現状を、堀教育長は、この要望書を寄せた高校生に対してどのように説明をされるのでしょうか。

高校では、生理に伴う体調不良による欠席については、個別対応に委ねられているというケースが多いと伺っております。

また、教育委員会は、公立高校入試において中学校の調査書から欠席の記録の欄を削除しました。これは、月経随伴症やヤングケアラーなど本人に帰責されない家庭の事情等により、欠席した生徒を選抜において不利に取り扱うことがないよう配慮したものであります。

しかし、高校から大学進学や就職の際に用いられる調査書等については、現時点で同様の取扱いはされておられません。教育段階によって配慮の考え方が異なる現状については、検討の余地があるのではないのでしょうか。こうした声が現に高校生から上がっていることを踏まえれば、学校教育の中でどのように位置づけていくかは重要な課題であると考えます。

そこで、まず教育長に伺います。生理に伴う体調不良により登校が難しい生徒への対応について、現在のようないく個別対応で十分と考えておられるでしょうか。また、進路上の取扱いも含め、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、県として一定の考え方や配慮の在り方を整理していく考えはないか、お尋ねをいたします。

あわせて、子ども・女性部長に伺います。私立高校においても同様の課題があると考えますが、生理に伴う

体調不良を抱える生徒への配慮について、各学校の自主性を尊重しつつも、県としてどのように働きかけていくか、お尋ねをいたします。

これで私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○議長（松岡正人君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 私には五点御質問いただきました。順次お答えします。

まず最初に、高校教育改革に関する基本計画を踏まえた改革先導拠点校の選定とその取組内容、そしてその拠点校における取組の成果の県全体への展開については、併せて答えさせていただきます。

私としては、今回の高校教育改革は予測困難で急速に変化する社会を生き抜くため、例えば偏差値の高い高校、大学への進学や、高度な資格取得が将来の幸せにつながるという価値観の転換を目指す国の大きなチャレンジだと捉えております。

今朝の新聞等、さらに先ほど議員から紹介もありましたように、こうした理念に基づき、国が定めた類型ごとに本県の高校教育改革を牽引する拠点校を選定し、国へ総額六十二億円余りの申請をしたところ、その結果が昨日公表されました。全国の採択率が四〇％程度である中、本県は三校を申請し、その全てが採択をされました。国が示す申請上限額に近い計画が認められたのは、本県を含め全国で七県にとどまり、このことは本県の計画が一定の評価をいただいたものと受け止めております。今後は、この計画を三年間でいかに最近の言葉で言う実装していくのか、それが問題となります。県教育委員会としては、それに邁進していくつもりであり

ます。

それでは、拠点校の選定理由と取組の内容について順次お答えをします。

一つ目は、専門高校の機能強化を目指す類型です。本県の工業教育の基幹校である岐阜工業高校を拠点校とし、産業を牽引する高度な専門人材を育成します。具体的には、地元企業のエンジニアによる指導やAI、DXに対応した学びのため、実習棟を新設し、最新機器を導入します。

二つ目は、普通科の特色化を目指す類型です。理系志望の生徒が多く、半導体、IT企業等が立地する西濃地区にある大垣北高校を拠点校とし、社会をリードする理数系人材を育成します。具体的には、先進的企業や大学と連携した最先端分野の学びに加え、施設を改修し、中学生や地域の方々も参加できるプログラムを実施します。

三つ目は、多様なニーズに応える学びの保障を目指す類型です。定時制と通信制がともにある華陽フロンティア高校を拠点とし、不登校経験をはじめ多様な背景を持つ生徒に対して、社会的自立に向けた学びを提供します。具体的には、コミュニケーション講座等を通じて自己肯定感を育むとともに、生徒が教員以外にも気楽に相談できる仕組みを構築していきます。

次に、どうこれを展開していくかです。

このように、各拠点校で他校のモデルとなる成果を創出しつつ、県全体で展開していくことが重要だと考えております。このため拠点校に整備する機器については、他校との共同活用や貸出しを進め、学校の枠を超えた学びの機会を県内全体に広げてまいります。また、カリキュラムや指導に関する知見を教員研修等を通じて体系的に共有し、県内各校の教育実践の充実につなげてまいります。今後は、国の交付金等も活用しながら、

こうした取組を着実に推進し、県全体で確かな共通理解の下、この高校教育改革を進めてまいります。

次に、将来を見据えた県立高校の適正規模・適正配置の検討についてお答えをします。

この検討に当たっては、国の高校教育改革が二〇四〇年を見据えているため、中学校卒業者が現在の約六割に当たる一万人規模となることを想定する必要があります。

仮に、世間一般で言われる望ましいとされる学校規模を四から八学級とした場合、現在の県立全日制高校への進学割合を踏まえると、学校数は約半分程度になると見込まれます。すなわち四から八ですので、その平均の六クラスというふうに考えた場合に、こうなるという仮の計算でございます。そうした場合、現在と同様に通学可能な範囲で専門科を含めた多様な学びを保障することは極めて困難となります。そのため、通学が困難となる生徒の交通手段の確保などが新たな課題となります。

また、社会構造の変化を見据えた普通科と専門科の入学定員の在り方や、昭和四十年代までに建設された校舎が約四分の一を占める現状を踏まえた県有施設全体の有効活用に加え、私立高校と授業料の差が縮小する中、私立高校の配置との関係性についても検討が必要となります。

こうした視点を踏まえ、今後は本県として適正な規模と配置について、産業界や学識経験者等による協議会を本年八月頃をめどに立ち上げ、総合教育会議等も活用しつつ議論を進めてまいります。

次に、部活動遠征時における生徒の安全確保についてお答えをします。

まず、調査結果ですが、特別支援学校を含む県立学校の部活動遠征は、昨年一年間で約一万九千回実施され、その約半数が学校単位で移動する遠征であり、そのうち約九割が車両を利用しております。回数にしますと、七千五百回ぐらいがそうしたことになります。さらに、この車両による遠征の約八割は指導を行う教職員の運

転であり、中には片道百キロメートルを超えるものもありました。

次に対策です。その遠征に当たっては、今回の事故後すぐに発出された文部科学省の通知に従い、各校に対し、移動時の業者との契約と、事故発生時の対応がそれぞれ適切に行われるよう周知をいたしたところです。また、長距離、長時間の遠征の必要性を校長が慎重に判断すること、公共交通機関の利用の検討、さらには移動方法と、その費用に係る内容を事前に保護者に連絡することを徹底したところです。

今後、こうした実態調査の結果及び、これも昨日、文部科学省と国土交通省が取りまとめた対策がございますが、そうしたものを踏まえ、自家用車、レンタカー利用時に安全管理チェックシートの運用をすること、さらには引率時に運転手となることが想定される教職員への安全意識に関する研修など、新たな対策の実施に向けた速やかな検討に入っております。

最後に、学校における生理に伴う欠席への配慮についてお答えをします。

現在、国として、これは文部科学省の通知等によるものなんです。高校における生理に伴う欠席の取扱い、これは欠席とするのか、いわゆる社会でいうところの生理休暇に当たると思いますが、公認欠席ですとか出席停止ですね、そうしたものにするかは校長が判断することとなっております。そうしたことから、本県では生徒本人の意向を十分に酌み、対応するようしております。

また、進路上の取扱いについては、県内公立高校への調査書は、議員からありましたように、出席状況を既に廃止している一方、大学ではどうかといいますと、大学への調査書は文部科学省の定めによって全国統一の様式となっており、出席の状況を記載する欄は今でも残っております。しかし、月経随伴症状により出席停止とした場合には、そのことが受験先に伝わらないように、令和五年度の入試から調査書の記録の欄から授業

日及び出席停止、忌引等の日数を記載しないこととなっております。また、欠席した場合には備考欄にその理由を記載することで、いずれの場合にも生徒の不利益にならないようにしております。

生理に伴う体調不良、学校を欠席する場合の取扱いに対する本人の意向、このそれぞれには差があるため、今申し上げた内容を各校に周知徹底し、生徒の心身の負担の軽減を図るとともに、進学や就職等において、生徒が不利益とならないように引き続き配慮をしていくつもりです。

○議長（松岡正人君） 子ども・女性部長 桑田善晴君。

〔子ども・女性部長 桑田善晴君登壇〕

○子ども・女性部長（桑田善晴君） 生理に伴う欠席等への配慮に係る私立高校への働きかけについて、お答えいたします。

生理に伴う体調不良を抱える生徒への配慮については、女性の健康に関する理解の増進、さらには男女共同参画の観点から、私立学校においても重要な事項であると認識しております。

国も令和五年度に、いわゆる女性版骨太の方針二〇二三の中で、生理に伴う体調不良等の身体・健康上の理由によりやむを得ず学校を欠席する場合、そのことのみをもって学習評価や入学者選抜で不利に取り扱われることのないよう示しており、県からもこれ以降、毎年国からの通知に基づき、私立学校にその旨周知をいたしております。

現状、県内の私立高等学校では、一部の学校において生理に伴う体調不良の際、学校長の判断の下出席停止扱いとした事例があるほか、保健室での休養やオンライン授業での学習支援を行うなど、柔軟な対応が取られているところです。

今後も引き続き、各学校の自主性を尊重しつつ、県教育委員会の方針も踏まえ、学習や進学、就職等において生徒が不利益とならないよう私立学校に適切な配慮を働きかけてまいります。

○議長（松岡正人君） 二十九番 国枝慎太郎君。

（二十九番 国枝慎太郎君登壇）

○二十九番（国枝慎太郎君） 御答弁ありがとうございます。

教育長に、一点再質問させていただきます。

先ほど、適正規模・適正配置の話の中で、岐阜県が高校教育改革の実行計画が三校採択され、採択率も高く、またこの先の少子化に伴って、これは少子化といっても今の中学校三年生から今の小学校一年生、この小学一年生が卒業するまでに約三千四百人減っていくわけですね。そうすると、先ほど言われた六クラス規模にすると、十四校分が減少していくぐらいのスピード感を持って中三人口が減っていくと。

その上で、高校再編に向けて八月から議論をされるという答弁は今聞いたんですが、いつまでにその議論を終わらせるかというところを含めて、再度答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（松岡正人君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 再質問ありがとうございます。お答えします。

今、国枝議員からお話がありましたように、少子化のまずスピードについて申し上げますと、先ほど一万人ということをお願いしましたが、議員おっしゃったとおり、これから十年間で三千五百人、さらにその後五年間で三千五百人減ります。すなわち急速な坂道から崖のような少子化が、この十五年間にやってくるという

ことです。そこをまず考えないといけないというふうに思っています。

そこで、今、国枝議員からは、まずその前半の三千五百人、すなわち今の小学校一年生、すなわち学校基本調査ではつきりしているその数字に向けていつまでという、そうした質問でございました。

最初の質問でもお答えしたように、今まさに高校教育改革を進めようとしております。

三つ目の話である華陽フロンティア高校、様々な学びにくさを抱えている子供たちに対する支援の中で、答弁の中では申し上げませんでした。遠隔教育等についても検討していくつもりです。そうしたことを検討した場合に、今各地にある小規模校をどうしていくか、今現在も四校でそうした遠隔教育を行うことによつて、そこでの学びも保障していることです。

そうしたこと、さらには後ほどの質問でもあるかと思いますが、各地域における県立高校の意味、そこにあるということ、さらにはその学校の卒業生がその地域にいうこと、これは非常に私としては大事なことだというふうに思っています。

ですから、そうしたことを踏まえて考えていく必要があると思っておりますので、繰り返しになりますが、先ほどの八月をめどにした協議会で、学校改革全体の今回の国のブランドデザインを踏まえた在り方を踏まえて考えていく必要があると考えておりますので、そうしたことを考えると、この三年間が高校改革の期間となっておりますので、この三年間でしっかりとした方針を決めていくことが重要だというふうに考えております。

+++++

○議長（松岡正人君）　しばらく休憩いたします。

午後零時十二分休憩

+++++

午後一時再開

○副議長（長屋光征君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（長屋光征君）　引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。三十七番　渡辺嘉山君。

（三十七番　渡辺嘉山君登壇）（拍手）

○三十七番（渡辺嘉山君）　ただいま議長より発言のお許しをいただきました。通告に従い、県民クラブを代表して、大きく十六項目、十七点について、六分割で県政全般にわたって質問させていただきます。午前中の県政自民クラブの国枝議員の質問と重なる部分もありますが、私なりに質問させていただきます。

まず初めに、副知事の人事について知事にお伺いします。

去る六月二十三日、副知事に農林水産省出身の国枝　玄氏を起用する方針であるとの報道がありました。副知事は、知事を補佐し、県政の中枢を担う極めて重要な役職であり、その人事は議会にとっても大きな関心事

項であります。足立副知事、そして今回起用予定とされる国枝氏は、ともに農林水産行政を専門としてこられた方であると承知しています。

農林水産行政は、本県にとっても極めて重要な政策分野である一方、県政には、人口減少対策、産業振興、防災、観光振興、さらにはデジタル化の推進など、多岐にわたる政策課題があります。こうしたことから、副知事には、これまでの専門的な知見を生かしつつ、県政全体を検証し、部局横断的に調整を行う総合的な力が求められるものと考えます。

また、昨年十二月議会において知事は、国からの副知事について、国とのパイプ役を果たすとともに、国からの予算獲得や政策提案ができる人材を選任したいと答弁されています。この点を踏まえますと、今回の人事においても、国枝氏の知見や人的ネットワークを県政にどのように生かしていくのが重要であると考えます。そこで、知事にお伺いします。両副知事がともに農林水産行政を専門としてきた人材であることを踏まえ、どのような考えでこの体制を構築するのか、またそれぞれにどのような役割を担わせることで県政全体の課題解決につなげていくのか、あわせて、国枝氏の知見や人的ネットワークをどのように活用し、国との連携強化や政策提案、予算獲得に結びつけていくのか、お聞かせください。

ここで一回目の質問を終わります。

○副議長（長屋光征君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

まずは副知事の人事についてお答えをさせていただきます。

二人目となります副知事の選任に当たりましては、何といっても国とのパイプ役を果たし、政策提案や国からの予算獲得ができる方であること、そして特に岐阜県を大切に思っていただけの方であること、こうした観点で検討を重ね、このたび国枝 玄氏を選任するに至ったことは、午前中の答弁でも申し上げたところでございます。今回、議会の同意をいただければ、これまでの副知事の欠員は解消いたしましたして、二人体制になります。

副知事は、知事と共に県政全般の業務を主導し、部局を指導監督しながら、同じ目標に向かって政策を推進していく役割を担います。まさに議員御指摘のとおりでございます。

それぞれの副知事の役割としましては、まず足立副知事は、長年にわたり岐阜県職員として勤務するとともに、地元精通し、人脈も豊富でございます。地域や産業界の声を丁寧に聞いていただき、政策がより円滑に進むよう支えていただきたいと思っております。

次に、国枝氏につきましては、中央省庁での豊富な知見を生かしながら、国との強いパイプを担っていただくとともに、国際的な経験も生かして、国への政策提案や予算獲得などに力を発揮いただきたいと考えております。

また、御指摘のとおり、二人とも農業政策に精通しております。午前中の答弁でも申し上げましたように、県民の皆様が将来にわたって安心して暮らしていける環境を整えるためにも、食料やエネルギーの自給率を高めることは重要であり、特に岐阜県を持つポテンシャルを生かし、人やモノが集まる岐阜県を構築するためには、特に農業の分野における新たなビジネスモデルを確立し、成長産業に転換していくことが重要と考えます。現在、岐阜県ではアグリパーク構想を推進し、農業分野における新たな担い手の拡大を図るとともに、イン

バウンドを契機とした輸出拡大など、新たな海外輸出戦略を展開することとしております。したがいまして、お二人には、それぞれの知見や経験を生かしながら、県内の農業の実情を踏まえた上で新たなビジネスモデルを構築し、岐阜県から新たな農業の在り方を発信し、国の根幹たる食料安全保障にも貢献するなど、岐阜県を持つ潜在力を最大に生かせる布陣になると確信しております。

今後、農業分野に限らず、二人の副知事が連携しながら、その知見や知識や経験を存分に発揮していただき、よりよい県政を実現できるよう、様々な課題に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（長屋光征君） 三十七番 渡辺嘉山君。

〔三十七番 渡辺嘉山君登壇〕

○三十七番（渡辺嘉山君） 次に、新たな総合戦略における現行戦略の評価と強い経済の視点について知事にお伺いします。

本県では、人口減少や少子高齢化が進む中、現行の「清流の国ぎふ」創生総合戦略に基づき、人づくり、健やかで安らかな地域づくり、そして地域にあふれる魅力と活力づくりなど、幅広い取組を進めてこられました。一方で、県内の状況を見ますと、若年層の県外流出、産業や地域を支える担い手不足、県内企業における人材確保など、人口減少に伴う課題はますます重みを増していると感じています。

こうした中で、新たな総合戦略を策定するに当たり、これまでの取組をそのまま引き継ぐだけではなく、現行戦略の下でどの施策に成果があり、どの分野に課題が残っているのかをしっかりと検証し、その結果を次の戦略に生かしていくことが重要であります。

また、人口が減少していく中でも、地域の雇用を守り、県民の暮らしを支え、持続可能な地域づくりを進め

ていくためには、県内産業の稼ぐ力を高めていくことが欠かせません。本県には、ものづくり、農林畜水産業、観光、地場産業など、それぞれの地域に根差した多様な強みがあります。こうした強みをさらに伸ばし、生産性の向上や付加価値の創出につなげていく強い経済の視点を新たな総合戦略の中に明確に位置づけるべきではないでしょうか。

そこで、知事にお伺いします。現行の総合戦略の実施状況をどのように評価し、その結果を新たな総合戦略にどのように反映していくのか、また新たな総合戦略には、人口減少の中にあっても地域が持続的に活力を見いだせるよう、強い経済の視点が必要であると考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に、中東情勢の緊迫化に伴う石油由来製品等の高騰及び供給不安への対応について知事にお伺いします。

中東情勢の緊迫化により、ガソリン、軽油、灯油といった燃料価格に加え、プラスチック製品、塗料、接着剤、包装資材、肥料、建設資材など石油由来製品等の価格高騰や、供給・調達への不安が広がっています。本県においても、製造業、建設業、農業、運輸業、観光業など幅広い分野で経営への影響が懸念されます。

国では、石油備蓄の放出や代替調達、燃料価格の激変緩和措置、情報提供窓口の設置など、一定の対策が進められています。

一方で、現場からは、価格の上昇だけでなく、納期の遅れ、出荷制限、調達の難しさ、さらには価格転嫁の難しさが同時に起きているとの声も聞きます。国は、全体としての供給見通しを示していますが、県内事業者にとって重要なのは、必要なものが必要な時期に事業を続けられる価格で確保できるかどうかです。この点で、国が示す供給見通しと現場が直面している調達や価格の実態の間には、なお乖離があるのではないかと考えます。

こうした状況が長引けば、中小企業や小規模事業者の収益を圧迫し、賃上げや設備投資の余力を低下させるだけでなく、医療、介護、交通、物流、農業など県民生活を支える分野にも影響が及びかねません。県としては、県内事業者や関係団体から実態を丁寧に取り、地域の現場感覚に即した支援策を国に求めるとともに、県としても事業者支援や県民生活を守る対策に取り組む必要があると考えます。

そこで、知事にお伺いします。中東情勢により、石油由来製品等の高騰や供給不安が続く中、国への要望や県の施策推進にどのように取り組んでいくか、お聞かせください。

次に、金利上昇局面における県債発行について総務部長にお伺いします。

県債は、道路や河川、学校、県有施設の整備、さらには防災・減災対策など、県民生活の安全・安心を支える社会資本を整備していく上で重要な財源です。将来にわたって利用される施設等について、世代間の負担の公平を図るという点でも、県債には一定の役割があるものと考えます。

一方で、県債は将来の返済を伴うものであり、元利償還はその後の財政負担となります。そのため、必要な事業を着実に進めながら、将来の財政運営に過度な負担を残さないことが重要です。

本県においても、県債借入状況を毎年度公表し、また近年では、グリーン共同発行市場公募地方債の発行にも取り組んでいます。しかしながら、日本銀行の金融政策の正常化や物価上昇などを背景に長期金利は上昇傾向にあり、地方公共団体を取り巻く資金調達環境も従来とは異なる局面に入っています。

金利が上昇すれば、新たに発行する県債の利率にも影響し、将来の利払い負担の増加につながります。公共施設の老朽化対策、激甚化・頻発化する災害への備え、道路、河川などのインフラ整備は、今後も避けて通れない課題であり、一定の県債発行は必要になるものと考えます。だからこそ、金利上昇局面においては、発行

時期や償還年限、金利条件、調達手法の組合せについて、これまで以上に戦略的に判断していくことが求められるのではないでしょうか。

そこで、総務部長にお伺いします。昨今金利上昇が続いておりますが、金利上昇局面における県債発行を今後どのように行っていくのか、お聞かせください。

ここで二回目の質問を終わります。

○副議長（長屋光征君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には二点御質問をいただきました。

まず、新たな総合戦略における現行戦略の評価と強い経済の視点についてお答えをさせていただきます。

まず現行の総合戦略ですが、これは「幸せと確かな暮らしのあるふるさと岐阜県」を目標に掲げ、人づくり、地域づくり、魅力と活力づくりの三本柱で政策を整理した上で、百九十の評価指標であるKPIを設定し、成果を検証してまいりました。

直近の実績であります令和七年度のKPIの達成状況を申し上げますと、新規企業立地件数、男性の育児休業取得率など、現時点で半数近くが単年度目標を一〇〇％達成しており、七五％以上達成したものを含めると、全体の約七割に達しております。他方、KPIの中には、県出身大学生の県内就職率や女性消防団員数など、達成率が五〇％未満のものも二割程度存在しております。

このように、評価指標であるKPIの達成状況を見れば、現行の戦略はおおむね順調に進みつつあるとも言えますが、一方で、県民の皆様が多くが幸せと確かな暮らしのあるふるさと岐阜県が実現しつつあるという実

感を持っているのか、あるいは仮にKPIが全て達成された場合、どのような岐阜県になるのかについて、県民の皆様と共有できるビジョンがあったのかという課題もあるところでございます。

このため、新たな総合戦略の策定に当たっては、まず現在のKPIによる成果の検証を行い、成果が出ている分野はさらに伸ばし、課題の残る分野は施策の見直しを行います。その上で、県民の安全・安心の確保と、人やモノが集まり、未来に夢と誇りを持てるワクワクの創出を実現する未来の岐阜県の姿を示し、それを実現するための政策についても、その政策実現後の具体的イメージが湧くものになるよう、議論を重ねてまいりたいと考えております。

次に、地域経済の強化について申し上げます。

折しも、令和七年の本県の工場立地件数及び立地面積がともに全国一位となり、多くの県外企業が本県の地理的優位性などに着目しただけでなく、県内企業の投資活動も旺盛であることが数値にも表れました。強い経済こそ国や地域経済の活力の源であり、本県にとっても重要な政策の柱であると認識しております。近年、国では稼ぐ力に力点を置いた政策が進められておりますが、私はそれ以上に、若者や女性、高齢者、障がいのある方がその能力を十分に発揮できる雇用環境を実現し、これを拡大していくことが重要と考えております。

将来への不安や閉塞感が広がり、先行きが不透明な今だからこそ、これまでのビジネスモデルや働く環境を見直し、若者をはじめとする様々な状況にある方々がこれをチャンスと捉え、果敢に挑戦できる環境を整えることも重要であると考えております。

こうした観点を踏まえ、新たな総合戦略策定に当たりましては、現在県が展開しております誰もが働きやすい環境づくりによって、労働力確保と企業の成長を実現する働いてもらい方改革のようなこれまでの当たり前

を見直す視点が必要と考えております。また、斬新なアイデアと優れた技術を持つスタートアップなど、若者がチャレンジする場の創出や生成AIの実装など、急速な社会変革に的確に対応する視点も重視したいと考えております。

さらには、農業や林業など、これまで人材確保が難しいと言われる分野においても、新たなビジネスモデルを構築し、本県の持つポテンシャルを最大限引き出すことで、成長産業として発展させ、強い経済を実現してまいりたいと考えております。

次に、中東情勢を踏まえました石油由来製品等の高騰及び供給不安への対応についてお答えをいたします。

午前中にも御答弁申し上げたように、今回の中東情勢に伴います国内経済への影響としましては、まず第一にエネルギー安全保障の脆弱性、第二に流通の目詰まり、資材の買占め、売惜しみと、大きく二つの課題が浮き彫りになりました。今回の教訓は、これまで我が国で当たり前とされてきた在庫をあまり持たない効率性重視のビジネスモデルを見直す機会であるとも捉えております。近い将来、発生が懸念されます南海トラフ地震などへの備えとしても、関係団体とも連携しながら、知恵と工夫を凝らし、しっかり備えていく必要があると考えております。

その上で、中東情勢への対応としては、まず第一に状況把握でございます。まず中小企業等及び農業者向けの相談窓口を紛争開始直後の三月に設置いたしました。さらに、影響が懸念される全ての業界に対してヒアリングを行うとともに、各業界トップで構成されます岐阜県経済・雇用再生会議において現場の状況を伺うなど、産業界のみならず県民生活への影響把握に努めてまいりました。

そして、第二に国への要請でございます。国は一貫して、流通過程で目詰まりがありつつも、石油由来製品

の供給量を確保できているとの認識であり、県としても現場の実態との乖離があると非常に感じていたところでございます。このため、県内の状況や危機感を国に伝えるべく、この問題の中核を担う資源エネルギー庁長官に対して、石油由来製品の流通段階における目詰まりの徹底的な解消及びエネルギーの安定供給体制の確保について、さらには中小企業庁長官に対して、中小・小規模事業者への支援の充実を私が直接訪問し、緊急要望したところでございます。

第三に、事業者支援、物価高対策でございます。先月一日から県制度融資に中東情勢影響枠というのを新設いたしました。経営状況が厳しい企業の資金繰り支援を強化しております。また、今議会において、LPGを使用する県民の皆様や特別高圧電力を受電する中小企業などを支援する補正予算案を上程させていただいているところでございます。

こうした中、先般ようやくアメリカとイランの和平合意が成立しました。しかしながら、本合意については不安要素も多く、原油供給や世界経済の回復には相当の時間を要するとも言われており、流通の目詰まりに関する一連の影響が速やかに解消されるかどうかは不透明でございます。したがいまして、今後とも、先ほど申し上げた支援策の実施に加え、県民や事業者が抱える課題を注意深く把握し、必要な対策を迅速に講じてまいりたいと考えます。

また、流通の目詰まりが生じやすい産業構造の改善につきましては、私から中小企業庁長官に対して、事業者が抱える在庫の一部を国による支援の下で組合等の中立的な組織が買い取り、合理的な価格で供給するための制度構築を行うなどの政策提案を行ってまいりました。

引き続き、関係団体などと検討を行い、今後直面することとなる様々な難局においても、事業継続が可能と

なる強い経済になるよう政策を企画立案するとともに、国に対しても制度提案を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（長屋光征君） 総務部長 平野孝之君。

〔総務部長 平野孝之君登壇〕

○総務部長（平野孝之君） 金利上昇局面における県債発行についてお答えをいたします。

県債の利子負担の増加は、将来の財政運営に影響を及ぼすことから、特に金利が変動する局面においては、発行の時期や償還期間などについて戦略的に検討することが重要であると考えております。

直近の県債発行におきましては、最近の金利上昇を踏まえ、従来五月に実施していた発行を三月及び四月に一部前倒しすることで当面の金利負担の軽減を図っております。

一方、償還期間につきましては、金利が上昇し続ける場合には長期での発行が有利となりますが、金利が低下に転じた場合には不利となる側面があります。県では、過去に金利が低く安定していた時期には、十年を償還期間とする十年債を中心に発行しておりました。しかし、近年は金利が上昇局面にある一方、その先行きは不透明であることから、五年債の発行割合を高めることで金利変動リスクの分散に努めております。

引き続き、県債発行に当たっては、市場動向を的確に把握しつつ、発行時期や償還期間の組合せなどを工夫し、機動的に対応することで、可能な限り金利負担の低減に努めてまいります。

○副議長（長屋光征君） 三十七番 渡辺嘉山君。

〔三十七番 渡辺嘉山君登壇〕

○三十七番（渡辺嘉山君） 次に、働いてもらい方改革の進捗と今後の取組について知事にお伺いします。

人口減少が進む中、県内の事業所や各産業における人手不足は、企業の成長や地域経済サービスの維持にも関わる課題となっています。

これまでの人手不足対策は、働く人をどう探し、どう採用するかに重点が置かれてきましたが、それだけでは限界があります。企業の側も、働く人の事情や希望に合わせて、仕事の内容、時間、場所、体制を見直し、働きたいと思ってもらえる職場をどうつくるかが問われています。

県が進める働いてもらい方改革は、従業員目線の働きやすさと生産性向上を両立させようとする取組であり、人口減少時代には必要な視点だと考えます。ただし、重要なのは、理念として掲げるだけでなく、実際にどれだけ現場の変化につながっているかです。

地域には、子育てや介護を担う方、高齢の方、障がいのある方、外国籍の方、また短時間であれば働ける方など、まだ十分に力を発揮できていない方々がおられます。こうした方々がそれぞれの事情に応じて働ける環境を整えることは、企業の人材確保に加え、働く方の所得確保や社会参加にもつながります。さらに、若者や女性が岐阜県で働き続けたいと思える職場が増えれば、県内定着にもつながるものと考えます。

県内でも柔軟な勤務時間の導入、業務の切り分け、短時間勤務、DXの活用など様々な取組が始まっています。一方で、これを一部の先進的な企業の事例にとどめず、県内全体に広げていくためには、次の段階の取組が必要と考えます。まず成果の見える化です。どれだけの企業が取り組み、人材確保、離職率の低下、生産性向上などにどのような効果が出ているのかを分かりやすく示す必要があります。

次に、中小企業、小規模事業者への伴走支援、共に考え、継続的な支援です。何から始めればよいかわからない企業に対し、業務の切り分けや短時間勤務の導入、DXの活用など、現場の実情に応じた支援が求められ

ます。

あわせて、働く側の声を丁寧に把握することも欠かせません。若者や女性、高齢者、子育てや介護を担う方々がどのような働き方を望んでいるのか、その声を企業の取組と結びつけてこそ、実効性のある改革になると考えます。

働いてもらい方改革は、単なる人手不足対策ではありません。企業の成長を支え、働く人が力を発揮でき、若者や女性に選ばれる岐阜県をつくるための重要な取組です。だからこそ、この取組がこれまでどこまで進み県としてどのように評価しているのか、そして今後どのように県内企業へ広げ、実効性あるものにしていくのかを確認する必要があると考えます。

そこで、知事にお伺いします。働いてもらい方改革のこれまでの進捗と評価、それを踏まえた今後の取組について、知事のお考えをお聞かせください。

次に、知事公室の役割について知事公室長にお伺いします。

県政運営をめぐることは、近年、内部統制の機能が問われる事案が複数見受けられました。

例えば、岐阜メモリアルセンターにおけるネーミングライツ募集において不適切な審査手続が行われていた事案や、県観光連盟の元職員の関与を契機として、不適正な会計処理や予算執行が行われていたとされる事案などです。これらの事案は、現場において疑問や違和感があっても、それが組織として十分に受け止められず、是正につながりにくい状況があったこと、また情報共有や意思決定の過程に課題があったことを示しているのではないのでしょうか。知事も議会答弁において、情報を正確に伝えることや健全なコミュニケーションの重要性を指摘されており、こうした問題の解消は喫緊の課題です。

こうした状況を踏まえ、今年度、約二十年ぶりに知事公室が設置され、秘書広報機能に加え、人事管理部門を含めた組織再編が行われました。この点については、さきの第一回定例会において、我が会派の伊藤英生議員からも再編の狙いについて質問があったところです。

これに対し、知事からは、迅速かつ正確な情報の発信と、県で行われる政策決定の過程にできるだけ多くの職員の意見を反映させることの二つの視点から組織的な見直しを行ったとの説明がありました。

一方で、知事は定例会見において、人事課の移管に伴い、公益通報やハラスメント相談の窓口機能を担う行政管理課等も同じ組織に属することとなった旨を説明されています。

記者会見では、行政管理課と職員厚生課はくつついてきたと発言されたと承知していますが、こうした機能が知事直轄の組織に置かれることについては、制度の運用の仕方によっては、職員にとって相談のしやすさや心理的な距離感に影響するのではないかとの声も聞かれます。

とりわけ知事直轄の下に人事や行政管理といった機能を集約した点は、全国的に見ても珍しい取組であり、本県の組織運営における一つの転換点であると考えます。だからこそ、この制度の趣旨や狙いが実際の現場でどのように形になっていくのか、また運営の方向性が今後の県組織の在り方に大きく関わってくるものと考えられ、その中心的な役割を担う知事公室長の手腕が大きく問われるところです。

そこで、知事公室長にお伺いします。約二十年ぶりに設置された知事公室の長に就任された立場として、この組織にどのような役割を見いだし、運営していく考えか、お聞かせください。

ここで三回目の質問を終わります。

○副議長（長屋光征君）

知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 大変大切な質問をありがとうございます。

私からは、働いてもらい方改革の進捗と今後の取組についてお答えをさせていただきます。

まず働いてもらい方改革の推進に当たりましては、企業の意識改革と導入に向けた環境整備の支援、この二つが重要であるという考え方にに基づき、これまで取組を進めてまいりました。まず企業の意識改革を促すため、県内の実践企業の掘り起こしを進めてまいりました。先月十日には、女性目線での職場改革によって企業の成長につなげた事例などを第五弾として発表し、これまで計五十社の取組事例を取りまとめました。

同時に、これらの取組事例から見えてきた共通要素を働いてもらい方改革のポイント集として整理いたしました。実践企業に共通して見られますポイントとしては、経営者と従業員がビジョンを共有し、共にそれを目指すための意識改革を行った上で、働きやすさの追求と生産性向上の取組を自社の課題に応じて組み合わせているという点が上げられます。さらに、ポイント集では、労働力の観点から、採用できない、現場が回らない、定着しないといった課題別に実例を交えて取組を紹介しており、ポイントが分かりやすく整理されたとか、今後の経営の参考になったといった声もいただいているところでございます。

次に、導入に向けた環境整備への支援でございますが、今年度、補助金総額を十億円に倍増しました中小・小規模事業者向け補助金や、今年度新設いたしました設備投資補助金につきまして、いずれも申請額が予算額の約二倍となるなど、取組に対する関心の高さを実感しているところでございます。

一方で、働いてもらい方改革の内容をよく知らないとか、知ってはいるけど自社の取組に具体化できていないといった企業の声もあり、普及に向けたさらなる取組の強化が必要と認識しているところでございます。こ

のため、今後さらに次の二つの観点を重視して取組を強化してまいります。

一つ目は、認知の拡大と理解の深化でございますが、経営者や人事労務担当者を対象とした出前講座について、ポイント集も活用しながらより効果的に実施するとともに、新たに実践企業の声などもまとめた動画を作成いたしました。県ホームページやSNSを通じて発信してまいります。

二つ目は、導入、実践に向けた支援の強化でございます。本年九月には、実践企業の代表者を講師としてお招きし、実践手法や導入に当たつての課題・苦労などについて講演いただく異業種・企業交流会を岐阜市と高山市の二会場で開催いたします。あわせて、生産性向上の具体的なノウハウを学んでいただく場として、業務細分化・最適化の導入方法を学ぶシンポジウムを八月に、ワークショップを九月と十月に、さらには導入の伴走サポートを十一月から来年二月にかけて実施し、企業における実践に向けた支援を強化してまいります。

また、様々な機会を通じて、若者や女性など多様な境遇にある方々の声を把握することに加え、今年秋頃を目途に、県産業経済振興センターと連携いたしました。県内企業一千社を対象に働いてもらい方改革の取組状況等に関する調査を実施することとしております。

今後とも企業等の関係者の御意見をしっかりと伺い、その実情や課題を踏まえた上で、働いてもらい方改革の推進に必要な方策を講じてまいります。

○副議長（長屋光征君） 知事公室長 松本順志君。

〔知事公室長 松本順志君登壇〕

○知事公室長（松本順志君） 知事公室には、迅速かつ正確な情報を発信すること、そしてできる限り多くの職員から意見を聞き、県の政策形成に反映させるということが求められております。

このうち、職員から意見を聞くということに関しては、常に客観的な視点に立つということを徹底してまいりたいと考えております。前例や役職にとらわれず、思い込みや偏りを排して、純粹に事実を聞き取るというスタンスを貫くことが私どもの行動の指針であり、こうした態度が職員の不安を和らげ、自由闊達に政策を議論できる環境や、率直に話せる風通しのよい職場づくりにつながるものと考えております。

また、県の業務は、県庁、あるいは県内外の各地で日々職務に励む多くの職員に支えられています。それぞれの職場で頑張る職員の声をできる限り多く聞くことにも努めてまいります。

こうした意見を反映させ、職員一人一人が健全な判断の下で十分に能力を発揮できる職場環境をつくること、これが県庁における働いてもらい方改革であります。その実現に全力を尽くしてまいります。

○副議長（長屋光征君） 三十七番 渡辺嘉山君

〔三十七番 渡辺嘉山君登壇〕

○三十七番（渡辺嘉山君） 次に、本県における外国人材の確保・定着に向けた現状と課題及び今後の方向性について知事にお伺いします。

少子高齢化や人口減少が進む中、県内企業では人材の確保が大きな課題となっており、製造業、建設業、介護、宿泊、農業などの現場では、人手不足の解消の糸口が見えにくい状況にあります。こうした中で、外国人材は既に県内産業を支える大切な担い手となっており、その確保と採用後の職場定着は、長期的に取り組むべき重要な課題となっています。

岐阜労働局の公表によりますと、令和七年十月末現在、県内の外国人労働者数は四万七千五百三十四人、外国人を雇用している事業所数は六千九十四事業所で、いずれも過去最多となっています。また、外国人労働者

数は、前年から三千八百一人、率にして八・七％増加しており、県内企業における外国人材の存在感は年々高まっています。

今後、技能実習制度から育成就労制度への移行も見据える中で、外国人材を一時的な補助的労働力としてではなく、県内企業を支える人材としてどのように確保し、育て、定着につなげていくかが重要になります。

一方で、企業側には、採用ルートの確保、在留資格手続、受入れ体制の整備、日本語でのコミュニケーションなどの課題があり、特に中小企業では、採用後の教育や定着支援まで十分に手が回らないといった声もあるのではないだろうか。また、外国人材の側から見ても、賃金や労働条件、職場環境に加え、技能向上やキャリア形成の見通し、相談体制が整っていないければ、長く働き続けることは難しくなります。

全国的に外国人材の獲得競争が進む中で、本県が働く場所として選ばれるためには、企業任せにするのではなく、採用から育成、職場への定着までを一体的に支えていく視点が必要です。外国人材の活躍は、県内産業の持続的な発展に直結するとともに、多文化共生の地域づくりを進める上でも重要なテーマです。人口減少が進む本県において、外国人材を一時的な人手不足対策として捉えるのではなく、地域の未来を共に支える人材として迎え入れ、育て、定着していただくという視点が今後ますます求められるものと考えます。

そこで、知事にお伺いします。県の外国人材確保、定着に向け、現状と課題、今後の方向性について知事のお考えをお聞かせください。

次に、県職員採用試験の募集状況の周知と通年募集について、人事委員会事務局長にお伺いします。

人口減少や少子化が進む中、人材確保をめぐる競争は、民間企業、国、地方自治体を問わず厳しさを増しています。行政需要が複雑化、多様化する中で、県民サービスを安定して提供していくためには、県政を支える

人材を継続的に確保していくことが重要です。県においても、受験希望者が試験内容や募集職種などの業務内容を把握しやすいよう、採用試験案内や受験申込み、試験実施状況を公表するとともに、説明会やインターネットなどを通じて、県職員として働く魅力や職場の理解につながる情報を発信されています。

また、春のSPI方式、これは民間企業で主流の適性検査のことですが、その方式に加え、従来方式の夏試験、社会人経験者の採用選考など、複数の募集機会が設けられているものと承知しています。

一方で、職種によつて応募状況には差があり、特に技術職や資格免許職など専門性を有する人材については、必要な人材を確保する難しさも考えます。こうした職種に関心を持つ方に確実に情報を届けるためには、試験内容や募集時期、対象職種などを分かりやすく整理し、受験希望者が自分に合った募集機会を把握しやすい形で周知していくことが重要です。

また、募集機会が複数あることは、受験希望者の選択肢が広がる反面、いつ、どの職種でどの試験区分に応募できるのかが分かりにくくなるおそれもあります。民間企業との併願者や転職希望者、第二新卒、Ｕターン、Ｉターンを考える方などにとつては、募集情報の把握が遅れ、応募の機会を逃してしまうことも考えられます。さらに、人材の確保という観点からは、限られた時期の募集だけでは、必要な人材に十分届かない場合もあるのではないのでしょうか。公平性や透明性を確保しつつ、受験希望者が応募しやすい時期に申し込める環境を整えることが重要であると考えます。

そこで、人事委員会事務局長にお伺いします。人材確保が厳しさを増す中、県職員採用試験の募集状況について、受験希望者に分かりやすく周知していくことが重要と考えますが、県人事委員会のお考えをお聞かせください。また、受験希望者が応募の機会を逃すことなく、県職員を志望しやすい環境を整えるためにも、通年

での募集について検討していく必要があると考えますが、県人事委員会の考えをお聞かせください。

次に、県職員の定年延長に係る役職定年制度の例外措置の適用について知事公室長にお伺いします。

さきの第一回定例会において、県政自民クラブの佐藤議員が県職員の定年延長や処遇の在り方について質問されました。これに対し、知事からは、一律に役職定年制を適用することで、有能な職員が能力を十分に発揮できなくなることや人材流出につながるおそれがあるとの答弁があり、その対応として、まずは役職定年の例外措置を活用していく考えが示されました。

役職定年制度は、若手中堅職員の昇任機会を確保し、組織の新陳代謝を促すために導入されたものであり、その趣旨は大変重要です。一方で、人口減少が進み、人材確保が課題となる中、行政課題は複雑化、高度化しており、長年培われた経験や専門性を組織の中で生かしていくことも重要です。

こうした中、令和五年度から定年が段階的に引き上げられる中、今年度、本県において初めて給料や役職を維持したまま任用する役職定年制度の例外措置が適用されました。具体的には、農政部長については部長職にとどまる形で、理事においては、兼務していた都市建築部長の職を後任に譲りつつ、理事職として職務を継続する形でそれぞれ例外措置が適用されました。

今回の対応は、職員の能力や職務の特性、組織としての必要性を踏まえた個別の判断であり、専門性や経験を引き続き組織運営に生かすことには理解できる面があります。

しかしながら、役職定年制度の例外措置は、あくまで例外として位置づけられるべきものです。適用が広がり過ぎれば、若手中堅職員の昇任機会の確保や組織の新陳代謝という制度本来の趣旨に影響を及ぼすことが懸念されます。他県での適用の実績は六十一歳となっていると承知しており、例外措置は必要最小限の範囲にと

どめることが重要であると考えます。

また、今回の事例は、本県における制度開始後初めての適用であり、今後の先例にもなり得ることから、判断の考え方や今後の運用方針を丁寧に整理する必要があります。人材の活用は重要であります。例外措置の適用に当たっては、職員の経験や専門性、組織運営上の必要性だけでなく、職員全体の昇任機会の確保とのバランスを十分に考慮すべきです。

そこで、知事公室長にお伺いします。今回初めて農政部長と理事において役職定年制度の例外措置を適用した背景と判断の考え方をどのように整理しておられるのか、また今回の事例を踏まえ、職員の昇任機会の確保の観点から考えると、制度適用については慎重になるべきと考えますが、今後この例外措置をどのように適用していくお考えか、お聞かせください。

ここで四回目の質問を終わります。

○副議長（長屋光征君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

私からは、外国人材の確保、定着に向けた現状と課題及び今後の方向性についてお答えを申し上げます。

岐阜県におきましても、進学や就職に伴う若者の県外流出が続く中、議員御指摘のとおり、約四万七千人に上る県内外国人労働者は全労働者の約六%を占めることとなり、今や企業にとって欠かせない存在となっております。他方、私は、経済産業省で外国人労働者問題を担当するとともに、岐阜県に出向した際には、リーマンショック後の日系ブラジル人の帰国を支援した経験から、外国人労働者を雇用の調整弁として扱ってはなら

ない。受け入れる以上は、地域経済を共に支えるパートナーとして日本人と同等に扱わなければならないと考えております。

そのため、県では、外国人雇用に関する相談窓口の設置や適正な雇用につながる伴走支援のほか、経営革新や企業風土の変革をもたらす高度外国人材の活用を促すセミナーの開催、留学生やインドネシアと台湾の大学生をインターンシップとして受け入れるモデル事業などを行っているところでございます。実際、インターンシップを受け入れた企業からは、留学生は優秀で熱意もある。外国人に対する見方が変わったといった声が聞こえたところでございます。

外国人材の受入れに際しましては、優秀な人材に岐阜県を選んでもらい、長く働いてもらうために、外国人に選ばれる労働環境を整備することが必要となります。当継続と考えられます円安基調においては、こうした観点はますます重要になると考えられます。そのためにも、現在県が進める企業の意識改革であります働いてもらいた方改革が重要でございます。外国人労働者は、決して特別な存在ではなく、日本人が嫌なことは外国人も嫌なのだという事実を忘れてはいけません。

県としましては、外国人も含め多様な人材が持てる力を発揮できる職場環境整備を進める働いてもらいた方改革を推進するとともに、高度外国人材の活用を促すセミナーや相談窓口での伴走支援を通じて、迎え入れる企業の意識改革を促してまいります。

次に、より多くの優秀な外国人材に岐阜県に来てもらうため、今年度から新たに全留学生の半数が集まる首都圏で留学生向け合同企業説明会を開催いたします。説明会では、適正に雇用している県内企業の事例や、生活面や環境面での本県の魅力を発信するなど、大学や専門学校との関係づくりを進めてまいります。

また、令和九年度から従来の技能実習制度が見直され、転籍が容易になる育成就労制度が始まることを見据え、在留資格や育成就労制度の情報を分かりやすく紹介するセミナーを開催いたします。さらに、市町村の実務者勉強会を通じて、生活者としての外国人受入れに必要な施策の検討や好事例の共有を図ってまいります。

○副議長（長屋光征君） 人事委員会事務局長 大野陽一君。

〔人事委員会事務局長 大野陽一君登壇〕

○人事委員会事務局長（大野陽一君） 県職員採用試験の募集状況の周知と通年募集についてお答えいたします。

本県では、近年技術系職種の一部の採用試験で競争率が低下しており、受験者確保のためには、さらなる効果的な広報と受験機会の拡大が重要であると認識しております。まず、県職員採用試験の募集状況の周知については、年間の全ての試験日程をカレンダー形式の一覧表として取りまとめ、募集期間や対象職種、業務内容などが一目で分かるようにホームページを改良してまいります。あわせて、この一覧表を就職説明会や転職フェアなどで配布するとともに、SNSを通じて県の仕事の魅力についても情報発信してまいります。

次に、通年募集については、受験機会の拡大につながるため、受験者確保に向けた有効な手段の一つになり得ると考えます。そのため、まずは受験者確保が困難な技術系職種の一部の採用試験を対象に、早急に他の自治体の取組を調査・研究してまいります。その上で、通年募集の導入に向けて積極的に検討を進めてまいります。

○副議長（長屋光征君） 知事公室長 松本順志君。

〔知事公室長 松本順志君登壇〕

○知事公室長（松本順志君）

役職定年の例外につきましては、特別なプロジェクトの継続など、公務の運営に著しい支障が生じる場合に、役職定年の年齢以降もその役職のまま留任させることができるという制度でございします。

今年度、県政の重要な施策とされておりアグリパーク構想の推進や中心市街地の活性化と未来のまちづくりの推進といった施策は、先ほどの役職定年の例外の要件に該当するものと考えられます。さらに、昨年度これを牽引していただいた職員の能力、経験が施策の推進に不可欠との判断から、引き続き担当いただくこととしたものでございます。

この措置は、今後も、昇任機会の確保や組織の活力維持など役職定年の趣旨を踏まえ、慎重に検討すべきものでございます。一方、人生百年時代が到来し、少子高齢化が進む中では、経験豊かな職員に様々な形で県に貢献いただくということも必要でございます。これは、県庁における働いてもらい方改革の重要な課題であり、今後、仕事のやり方、あるいはポストの在り方など、十分検討してまいりたいと考えております。

○副議長（長屋光征君）

三十七番 渡辺嘉山君

〔三十七番 渡辺嘉山君登壇〕

○三十七番（渡辺嘉山君）

次に、ぎふっこ育児サポート事業の進捗状況と周知の方法について、子ども・女性部長にお伺いします。

令和七年国勢調査の人口速報集計によれば、令和七年十月一日現在の我が国の人口は一億二千三百四万九千五百二十四人となり、令和二年から三百九万六千五百七十五人、率にして二・五％減少しました。本県においても、令和七年国勢調査の速報値では、人口は百八十九万四千四百八十九人となり、前回の令和二年調査以降の

五年間で約八万七千人が減少しています。

出生数に着目しますと、厚生労働省の人口動態統計月報年計によれば、令和七年の全国の出生数は六十七万千二百三十六人、合計特殊出生率は一・一四といずれも過去最低水準となりました。また、本県でも、県人口動態統計調査の令和七年分、令和六年十月から令和七年九月までの出生数は九千九百八十人と、前年から五百八十人減少し、自然動態は一万六千七百五十三人の減少、二十年連続の自然減となっています。人口減少の背景にある少子化は、岐阜県にとっても極めて深刻な課題です。

少子化対策で重要なのは、出産や子育ての一時点だけを支援するのではなく、若い世代が将来に希望を持ち、安心して結婚、出産、子育てを選択できる環境を整えることです。そのためには、子育てに係る経済的負担の軽減に加え、安定した雇用や所得の確保、仕事、子育てを両立しやすい職場環境づくり、地域で子育てを支える仕組み、子供の成長段階に応じた切れ目のない支援策が必要であると考えます。特に昨今の物価高は、子育て世帯の暮らしを直撃しています。賃金には改善の動きも見られるものの、日々の買物や育児用品、教育費などの負担感は依然として大きく、家計の先行きに不安を感じている家庭も少なくありません。

直近の国の出生動向基本調査では、理想の子供の数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」が依然として最多であり、県の調査でも、予定の子供の数が理想を下回る理由として同様の回答が六四・四％で最多となっています。

こうした声を踏まえれば、現在子育てをしている世帯への経済的支援の充実は喫緊の課題です。負担感を少しでも和らげることは、子育て家庭の安心につながるだけでなく、将来的にもう一人子供を持ちたいという希望を後押しすることにもつながるものと考えます。

この点、今年度県が物価高騰対策として実施するぎふっこ育児サポート事業は、いわゆるゼロ歳児から二歳児クラスの年齢のお子様を持つ御家庭に対して、県内の加盟店舗や施設などでデジタルマネーとして使える電子クーポンを発行する事業です。発行額は、第一子、第二子お一人当たり一万円分、第三子以降はお一人当たり二万円分ですが、子育て世帯にとって少しでも負担軽減になればと思います。

そこで、子ども・女性部長にお伺いします。ぎふっこ育児サポート事業における電子クーポンの発行に向けた進捗状況と子育て家庭への具体的な周知の方法についてお聞かせください。

次に、新たな防災気象情報に関する県民への周知、啓発について危機管理部長にお伺いします。

近年、線状降水帯による記録的な大雨や、短時間で河川の水位が急激に上昇する災害が全国各地で相次いでいます。こうした災害から命を守るためには、行政からの避難情報を待つだけでなく、県民一人一人が気象情報や河川の状態を確認し、危険が迫る前に早めの行動を取ることが大切です。

本県は、木曽川、長良川、揖斐川をはじめ多くの河川を有しています。また、中山間地域も多く、河川の氾濫や土砂災害、浸水害などのリスクは県内の様々な地域にあります。そのため、県民の皆さんが防災気象情報の意味を正しく理解し、いざというときに迷わず避難行動につなげられるようにしておくことは大変重要です。こうした中、令和八年五月末から新たな防災気象情報の運用が始まりました。今回の見直しでは、大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮に関する情報について、避難行動に対応した五段階の警戒レベルとの関係がこれまでより分かりやすく整理されました。また、情報の名称にもレベルの数字がつけられることになり、県民が情報を見聞きした際に、今どの程度の危険が迫っているのかを理解しやすくする工夫がなされています。

一方で、名称や仕組みが大きく変わるため、県民にとっては、従来の情報との違いや、新しい情報が何を意

味するのかが分かりにくい場合もあると考えます。特に高齢の方、外国の方、障がいのある方、日頃から防災情報に接する機会が少ない方々には、制度変更を知らせるだけではなく、その情報が発表されたときに具体的にどのような行動を取ればよいのかまで分かりやすく伝えていく必要があります。そのためには、県のホームページや広報紙、SNSなどを活用した発信はもちろん、市町村や气象台、自治会、学校、福祉関係者などとも連携し、地域の実情に応じた分かりやすい周知、啓発を進めていくことが重要であると考えます。

そこで、危機管理部長にお伺いします。新たに運用が開始された防災気象情報について、県民の理解を深めるためにどのような周知、啓発に取り組んでいくのか、お聞かせください。

次に、麻疹をはじめとする再興感染症への備えと感染拡大防止について健康福祉部長に伺います。

麻疹、いわゆるはしかは感染力が極めて強く、免疫を持たない方が感染した場合、肺炎や脳炎など重い合併症を引き起こすこともある感染症です。ワクチンの普及により、国内での大規模な流行は抑えられてきましたが、現在も十分な注意が必要な感染症であります。

近年、海外との往来が活発化する中で、海外で感染した方を起点とする国内での感染事例も確認されています。一たび患者が発生すれば、医療機関や学校、職場、商業施設、公共交通機関など、多くの県民が利用する場に影響が及ぶおそれがあり、迅速な接触者の把握や注意喚起、医療機関との連携が重要となります。

今回の県内における麻疹患者の発生に際しても、県においては関係機関と連携し、感染拡大防止に向けた対応に当たられたものと承知しています。

一方で、感染力の強い感染症への対応は、発生後の初動だけでなく、平時からの備えが何より重要です。特に県民一人一人が正しい知識を持ち、ワクチン接種歴の確認や必要な接種につながるような啓発を進めること

が大切です。また、発生時には、不安を過度に広げることなく、必要な情報を分かりやすく届ける情報発信も求められます。

麻疹に限らず、国内では抑えられてきた感染症であっても、国際的な人の移動や気候変動などを背景に、再び感染拡大のリスクが高まる可能性があります。こうした再興感染症への備えは、今後ますます重要になるものと考えます。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。麻疹は決して過去の感染症ではなく、今なお県民生活に大きな影響を及ぼし得る感染症であることが今回改めて示されたものと考えます。県として、今回の事態をどのように受け止め、麻疹をはじめとする再興感染症への備えや感染拡大防止に向けた取組を今後どのように進めていくのか、お聞かせください。

次に、部落差別解消について質問します。

前回、昨年三月の議会の代表質問時には、部落差別解消のための施策に関するお考えを知事にお答えいただきました。今回は、特に部落差別の解消のための有効な手段である県条例の制定について、環境エネルギー生活部長にお伺いします。

部落差別は、日本の歴史の中で形づくられた身分的差別によって、今なお生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという人権問題です。

この問題の解決に向け、昭和四十四年に同和対策特別措置法が制定されて以来、生活環境の改善や啓発活動が国・県・市が一体となって実施されてまいりました。

平成二十八年には部落差別解消推進法が制定され、相談体制の充実や教育及び啓発を国の責務として定める

とともに、地方公共団体は、国との適切な役割分担の下、地域の実情に応じて施策を講じることが努力義務となっています。

本年は、この部落差別解消法が施行十年目を迎える節目の年でもあります。

本県では、昭和三十七年に設置した岐阜県地方改善促進審議会等の意見を受け、対策が実施されてきました。特に昭和四十五年に岐阜県同和対策事業長期基本計画の策定から積極的な取組が進められた結果、生活環境の整備が進み、実体的差別の改善はほぼ終了したとされました。その後は、平成十五年に策定された岐阜県人権施策推進指針に基づき、各学校における人権教育の実施、相談窓口の設置など様々な取組が行われているところです。

しかしながら、今もなお採用や結婚における身元調査をはじめ、面接での本籍地に関する質問など部落差別の被害は後を絶たず、インターネット上では被差別部落の地名が暴露されるといった差別を助長する情報が拡散されているのが実態です。

部落差別は、現代では既に解決した問題だとお考えの方もおられるかもしれませんが、この部落差別は令和になった現在でも依然として残っている問題です。

こうした差別は、就労の場においても深刻です。六万社を超える企業の活動が地域社会を支える本県では、採用選考の際の身分調査を行わないことや厚生労働省履歴書様式の使用など、公正な採用活動への積極的な取組を企業に対して要請しているところです。

今後も、経営者を中核に、企業内研修などを通じて従業員一人一人の人権に対する認識を深めながら、安心して働ける環境の充実が必要と考えます。

私は、過去何度も部落差別解消に関する取組について質問をしてきました。過去の質問の際には、条例を制定することの意義やその在り方などについては、さらに検討を行っていききたいと答弁されましたが、現在も県条例の制定には至っておりません。

全国では、令和八年六月時点で、埼玉県など八府県で部落差別に関する条例が、京都府など二十都府県においては人権全般を対象とする人権尊重に関する条例が制定されています。令和四年には、近隣の愛知県で「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が、三重県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を制定されました。どちらも部落差別問題を含み、幅広く人権問題の解消に関する条例として制定されています。その後、三重県においては、令和五年二月に県差別解消条例に基づく措置が初めて適用され、公立学校の教職員が懲戒処分を受ける事案が発生しました。これは、被差別部落に対する差別を行ったことに関するもので、県条例がその役割を果たし、差別解消に向けた取組が進んだものです。

さらに、全国的にも、長野県においては、長野県人権尊重の社会づくり条例の案がこの六月議会に提出され、近々可決される見込みであることなど、こういった条例は今後ますます増える見込みです。

こうした状況を踏まえ、本県でも部落差別解消に係る条例を制定し、差別解消に向けた取組を一層推進するべきではないでしょうか。県条例が制定されることにより、県民にさらに部落差別問題について周知がされ、市町村における取組の推進にもつながると考えます。

そこで、環境エネルギー生活部長にお伺いします。部落差別の解消に向けて県条例の制定が必要と考えますが、県の考え方についてお聞かせください。

ここで五回目の質問を終わります。

○副議長（長屋光征君） 子ども・女性部長 桑田善晴君。

〔子ども・女性部長 桑田善晴君登壇〕

○子ども・女性部長（桑田善晴君） ぎふっこ育児サポート事業の進捗状況と周知の方法についてお答えします。

本事業は、物価高騰による子育て世帯の経済的負担の軽減に向け、スマートフォンで申請から利用まで手軽に一括でできる電子クーポンを発行するもので、今月下旬の開始に向け準備を進めております。

この電子クーポンは、粉ミルクやおむつ、食料品などの育児用品の購入のほか、一時預かりなどの育児支援サービス、家族で楽しめる施設など幅広く御利用いただくことができます。県内事業者の皆さんに参加をお願いしており、現時点で、ドラッグストア、飲食店、子育て支援施設など県内全域で五百を超える店舗に参加を登録いただき、今後もさらに拡大の予定です。

また、参加店舗や利用方法等については、県のホームページやSNS、市町村広報紙、子育て家庭向け情報紙への掲載に加え、県内保育所等の対象年齢クラスや、保健センターにおける子供の定期健診や妊産婦健診で案内を直接配付するなど、対象となる世帯へ丁寧な周知してまいります。

○副議長（長屋光征君） 危機管理部長 海蔵敏晃君。

〔危機管理部長 海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君） 新たな防災気象情報に関する県民への周知・啓発についてお答えいたします。

新たな防災気象情報の運用を実際の避難行動に結びつけるためには、気象レベルごとに取るべき行動を県民に分かりやすく丁寧に伝えることが必要です。とりわけ自ら情報を取りに行くことを不得手とする高齢者、障がい者といった配慮が必要な方や日本語を得意としない外国の方に対する周知が重要となります。

そのため、新聞、テレビ、インターネットやSNSなどの各種媒体を用いた広報や日本語による情報提供だけではなく、より直接的かつ多言語による周知・啓発に努めてまいります。

具体的には、要配慮者支援団体や地域の外国の方が集まる会合に出向いての説明や市町村と協力した老人クラブなどへのチラシの配布を行います。また、来月までに多言語のチラシを作成の上、国際交流センターを通じて外国語でのSNSによる情報発信などを行います。

こうした取組により、世代や立場の違いに関わらず、全ての県民が災害時に残り残されることなく、適切な避難行動を取っていただくよう、必要な情報発信を行ってまいります。

○副議長（長屋光征君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 麻疹をはじめとする再興感染症への備えと感染拡大防止につきましてお尋ねがございました。

今回の感染確認を機に、再興感染症は県民の生命と健康に対する脅威であり、平時からの感染対策が重要であると改めて認識したところであります。

例えば麻疹の場合、いわゆるはしかでございますけれども、この麻疹の場合、二回のワクチン接種が感染予防に最も有効であるため、今回の感染確認以降、教育委員会や市町村と連携し、小学校入学手続の機会を捉えた接種の呼びかけを新たに始めたところであります。また、医療機関に対しましては、早期の発見のため、診察時の海外渡航歴やワクチン接種歴の確認の徹底を周知いたしました。

今後は、これまで実施してきた広報紙や県ホームページでの周知に加えて、事業所へのチラシ掲示や旅

券センターでの情報提供、さらには感染の危険性やワクチン接種の必要性に関する啓発動画をSNSで発信するなど、県民への啓発を一層強化してまいります。

また、結核など他の再興感染症につきましても、それぞれのリスクや特徴に応じた対策が必要です。平時における国・専門機関からの情報収集や県民への啓発に加えまして、発生時の疫学調査の徹底により、感染予防と拡大防止に取り組んでまいります。

○副議長（長屋光征君） 環境エネルギー生活部長 田口博史君。

〔環境エネルギー生活部長 田口博史君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（田口博史君） 部落差別の解消に向けた県条例の制定についてお答えします。

部落差別解消に関する取組として条例を制定することは、県民への周知など、一定の効果が期待できると考えています。

その一方で、部落差別という極めて繊細な問題においては、条例化が差別を顕在化させるのではないかとの考え方もあるなど、県民の皆様の受け止め方は様々です。したがいまして、条例の制定については、その意義や内容を含め、丁寧かつ幅広い議論が必要と考えています。

現在、部落差別解消に関する施策については、県の全ての人権施策の方向性を定めた人権施策推進指針において分野別施策の一つとして位置づけ、様々な取組を実施しているところです。この指針については、今年度の実施を予定している人権に係る県民意識調査や有識者の意見を踏まえ、来年度に改定したいと考えております。

条例の制定についても、この指針の改定に合わせ、本県の人権施策の一つとして位置づけることの意義やそ

の具体的な内容を含め、さらに検討してまいります。

○副議長（長屋光征君） 三十七番 渡辺嘉山君。

〔三十七番 渡辺嘉山君登壇〕

○三十七番（渡辺嘉山君） 次に、異学年集団による学び合い支援事業の実施状況と今後の進め方について、教育長にお伺いします。

私たちが子供の時代は、五十軒ほどの町内でしたが、小学一年生から六年生までの子供がいて、上級生がリーダーとなり一緒に遊ぶことがよくありました。しかし、今は少子化が進み、また地域社会のつながりも変化する中で、子供たちが家庭や地域において年齢の違う子供同士で自然に関わる機会比以前に比べて少なくなっています。

一方で、学校では、同じ学年の子供たちでつくる学級が生活の基本です。同じ年齢の仲間と一緒に学び、励まし合うことはもちろん大切なことです。しかし、同じ学年、同じ学級の中だけで過ごしていると、人間関係が固定化しやすかったり、周りに合わせなければならぬと感じたりする子供もいるのではないのでしょうか。そうした中で、学年を超えて子供たちが関わり合い、学び合う機会をつくることには大きな意味があると考えます。

上級生にとっては、下級生に教えることで自分自身の学びを振り返ることができます。また、誰かに頼られる経験は、自分にもできることがあるという自己有用感を高めることにもつながります。

下級生にとっても、上級生に教えてもらう安心感や上級生への憧れが生まれます。それが学習意欲や学校生活への前向きな気持ちにつながっていくことも期待できます。

また、異なる学年の子供たちが一緒に活動をする、理解の進み具合や得意なこと、苦手なことの違いが自然に出てきます。その中で、互いに声を掛け合い、助け合う経験は、コミュニケーション能力を育てる上でも、多様な相手を尊重する態度を身につける上でも大切な学びになると考えます。

県では、令和八年度から本事業をスタートさせ、推進校では教科の学習も含めて、異学年で学び合う取組が進められていると承知しています。岐阜県の教育の新しい可能性を広げる取組として期待しています。

一方で、こうした新しい取組を学校現場で進めていくには、教材づくりや時間割の調整、教員同士の共通理解など、現場で対応しなければならいことも少なくありません。特に、教科の学習に取り入れる場合には、一人一人の学習状況を踏まえた課題設定や、上級生と下級生が無理なく学び合える授業づくりが求められます。だからこそ、教育的な効果を高めていくことと合わせて、教員の負担が過度にならないよう丁寧な配慮が必要です。

また、推進校での実践を通じて、子供たちにどのような変化が見られているのか、教員がこの取組をどのように受け止めているのか、そして今後、県内に広げていく上でどのような課題があるのかをしっかりと把握し、検証していく必要があると考えます。

そこで、教育長にお伺いします。異学年集団による学び合い支援事業について、現在の実施状況や児童・生徒、教員の反応をどのように認識しているか、また教員の負担に配慮しながら今後どのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

次に、夜間中学校の設置主体及び今後の検討スケジュールについて教育長にお伺いします。

夜間中学校は、義務教育を十分に受けることができなかつた方などに学び直しの機会を保障する大切な場で

す。

本県では、これまでも我が会派の伊藤英生議員が平成三十一年二月定例会、令和四年二月定例会、そして令和八年二月定例会において夜間中学校の在り方について質問し、必要とされる方の声を丁寧把握しながら検討を進めることの重要性を指摘してまいりました。

令和八年二月定例会では、体験会を通じて学び直しを求める方の存在が確認される一方、夜間中学校の役割の周知や潜在的なニーズの把握が引き続き課題であるとの認識が示されました。また、中濃圏域では、美濃加茂市や可児市など、外国人県民の集住地域を抱え、他の地域とは異なるニーズも想定されることから、令和八年度には体験会を開催するとともに、検討委員会を立ち上げ、市町村立だけでなく県による設置も選択肢として、設置時期や場所、教育課程など具体的に検討していく方針が示されたところです。

このことから、本県における夜間中学校の議論は、設置の在り方を具体的に検討する段階に入ったものと受け止めています。

設置主体については、市町村立であれば、地域の実情を踏まえた周知や相談、生活支援との連携を図りやすいという特徴がある一方で、県立であれば、県全体を対象とした広域的な受皿として、市町村をまたぐニーズに対応しやすく、教職員配置や教育課程の整備も一体的に進めやすいという特徴があると考えます。

いずれの形を取るにしても、通学支援や日本語指導、福祉、多文化共生分野との連携など、県と市町村がそれぞれどのような役割を担うのかをあらかじめ整理しておくことが重要です。

そこで、教育長にお伺いします。夜間中学校の設置主体について、市町村立に加え、県による設置も選択肢の一つとされていますが、それぞれの特徴や役割をどのように整理しながら検討を進めていかれるのか、また

検討委員会での議論を踏まえ、今後どのような段階を経て設置の可否判断に至っていくのか、現時点で描いておられるスケジュール感についてお聞かせください。

最後に、「STOP! 特殊詐欺 オール岐阜アクション二〇二六」共同宣言を受けた今後の特殊詐欺対策について、環境エネルギー生活部長と警察本部長にお伺いします。

私は、令和六年第四回定例会において、SNS型投資・ロマンス詐欺対策について質問をしました。その後も、詐欺の手口はさらに巧妙化・多様化しており、当時よりも状況は一段と深刻になっていると感じています。いろいろな手口が存在しているとお聞きしますが、最近テレビでよく見るのがPayPay送金詐欺の紹介です。SNSでの取引や偽の決済・返金名目でPayPayの送金画面に誘導し、お金を送金させる詐欺です。特殊詐欺などの対策サービスを提供するトビラシステムズが発表した調査結果によりますと、二〇二六年五月末までに確認された同手口の件数は、同年二月に比べて二十二・四倍と急増しており、この三か月で八万六千件を超える相談報告が寄せられているそうです。

警察庁の統計によりますと、令和七年の全国の特種詐欺の被害は、認知件数が約二万七千八百件、被害額は約千四百二十三億円といずれも過去最悪となっています。中でも、警察官を装って捜査名目で金銭をだまし取る、いわゆるニセ警察詐欺が急増しており、非常に悪質な状況です。また、被害者もこれまでの高齢者中心から、二十代、三十代といった若い世代にも広がってきている点は看過できない問題です。

こうした状況は本県でも同様です。令和七年の県内における特種詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は、件数が八百三十七件、被害額が約五十一億円といずれも過去最悪となりました。さらに、令和八年に入ってから、四月末時点で認知件数は三百三十四件と前年を大きく上回り、被害額も約二十二億円と増加してお

り、非常に厳しい状況が続いています。また、全ての世代で均等に被害が出ている点は大変憂慮すべきことだと感じています。

特殊詐欺は、単にお金の問題だけではありません。被害に遭われた方の精神的なダメージも非常に大きく、地域の安全・安心を揺るがす深刻な犯罪です。

一方で、犯行グループは組織的かつ広域に活動しており、取締りにも限界があるのが実情です。だからこそ被害を未然に防ぐ取組を中心に、より実効性のある対策をしつかりと進めていく必要があります。

こうした中、本年五月十九日に知事と警察本部長が連名で、「STOP！特殊詐欺 オール岐阜アクション二〇二六」を発表されました。県民と危機感を共有し、県民総ぐるみの被害防止運動、だまされないための情報発信、特殊詐欺対策・防犯アプリの普及という三つの柱で取り組んでいく方針が示されました。

知事は記者会見で、県が全面的に協力することが最も早い、ゆっくりやる仕事ではない、一気に進めることが大事と述べられており、行政が一体となってスピード感を持って取り組む強い決意が示されたものと受け止めています。県と警察が足並みをそろえて進めていくことは、非常に意義のある取組だと思います。

そこで、二点伺います。

まず環境エネルギー生活部長にお伺いします。今回の共同宣言を受けて、県として特殊詐欺の被害防止にどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

次に、警察本部長にお伺いします。今回の共同宣言の狙いについてお聞かせいただくとともに、県民総ぐるみ安全安心のバトンリレーの取組を今後どのように展開していくのか、お聞かせください。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍 手)

○副議長（長屋光征君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） まず最初に、異学年集団による学び合い支援事業の実施状況と今後の進め方についてお答えします。

本事業の推進校五校では、六月までに多い学校で既に六回、少ない学校でも一回の授業を実施するとともに、岐阜大学の教授を招き助言をいただいております。その教授からは、例えば北方町立南学園の取組について、教える立場の上級生と教えられる立場の下級生に意欲の向上が見られる、モデルとなるよい姿を共有すること
で児童・生徒や教師の主体性が伸長するといった評価をいただいております。

また、推進校を所管する市町の教育委員会では、教材の作成や印刷に加え、授業の補助や配慮を要する児童・生徒への支援などを担う非常勤講師を任用しており、教職員の過度な負担を生じさせない対策が取られております。県からの補助金総額のうち、約八割がこの非常勤講師の人件費に充てられる予定となっております。
年度末には、全推進校と関係市町教育委員会の代表者、大学教授等が一堂に会する研究協議会を開催し、一年目の成果と課題を協議するとともに、二年目以降の方針を具体化してまいります。

次に、夜間中学校の設置主体及び今後の検討スケジュールについてお答えをします。

夜間中学を市町村が設置する場合は、それぞれの地域の実情に応じた学校運営が可能となる一方で、他の市町村から生徒を受け入れるに当たっては、当該市町村との調整が必要となるなど課題があります。また、県が設置する場合には、市町村をまたいでの生徒の受入れが容易である一方で、利便性のよい設置場所があったと

しても、県内全圏域から通学することが困難であるなど課題が上げられます。こうした点も踏まえながら、昨年度から夜間中学体験会を各圏域で開催し、ニーズの把握に努めているところです。

今後については、本年十月までに市町村教育委員会、中学校・高等学校それぞれの校長会、有識者や夜間中学の対象となる方々などで構成する検討委員会を立ち上げる予定です。その委員にも体験会の様子を視察していただくとともに、県内全域での体験会が終了した後、ニーズを整理しつつ、岐阜県における夜間中学の目的、それに応じた設置主体や場所など具体的な検討を進めてまいります。

○副議長（長屋光征君） 環境エネルギー生活部長 田口博史君。

〔環境エネルギー生活部長 田口博史君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（田口博史君） 特殊詐欺の被害防止について御質問をいただきました。

県では、今回の共同宣言を踏まえ、県が有する多数の団体とのネットワーク、各種の広報手段、県内各地で開催する様々なイベントや行事の三点を活用して、県警察本部だけでは周知が難しい方々にも情報を届けることで、機を逃さず、地域社会全体で特殊詐欺被害を防ぐ機運の醸成に取り組むこととしております。

具体的には、まずネットワークの活用として、経済団体・福祉団体等の総会、学校・自治会での出前講座等の機会を捉え、だまされないための行動や対策アプリの導入を働きかけてまいります。

次に、広報手段の活用として、SNSや広報紙・機関誌、さらには報道機関、自治会の回覧板など、あらゆる媒体を通じて県民の皆様への注意喚起を行ってまいります。

最後に、イベント等の活用としては、ぎふモーニングプロジェクトの会場となった喫茶店において、知事と警察本部長がそろって呼びかけを行ったところです。今後も県内各地に出向き、来場者に啓発し、被害の根絶

を目指してまいります。

○副議長（長屋光征君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） 「STOP！特殊詐欺 オール岐阜アクション二〇二六」共同宣言の狙いと県民総ぐるみ安全安心のバトンリレーの展開についてお答えをいたします。

今ほど環境エネルギー生活部長からあった答弁のとおりでございますけれども、こたびの共同宣言の狙いとするところは、警察の取組だけでは限界があるため、同じく犯罪の防止についての責務を有する県と県警察が協働して、県民総ぐるみで被害防止対策を強化することにあります。

具体的には、双方のネットワークを重層的に活用して、ニセ警察詐欺やSNS型投資詐欺などの多様な手口を全世代に幅広く周知し、特殊詐欺対策アプリの普及促進等、被害防止対策を県民総ぐるみの運動として実践していただくというものでございます。

今後の展開といたしましては、先月六月八日に行われた岐阜市長と市内四警察署長との共同声明に続きまして、今後各市町村、県教育委員会、県商工会議所連合会などと協働で、学校・企業を通じて各家庭への啓発を段階的に行い、安全安心のバトンリレーの取組の県内全域・県内各層への展開を図ってまいります。

また、集客型イベントや集会、大型商業施設、喫茶店などの人が集まる場所での広報や、運転免許証更新手続講習などにおける講話に加え、県警察音楽隊のボーカルユニット「断絶」のパフォーマンスによる広報啓発活動を推進してまいります。

さらには、警察官が各家庭を訪問し、タブレットを使って詐欺手口の動画を見ていただくなど、工夫を凝ら

した巡回連絡を行うことにより、個別かつ直接的な働きかけを重点実施し、被害防止対策の浸透を図つてまいります。

○副議長（長屋光征君） 九番 牧田秀憲君。

〔九番 牧田秀憲君登壇〕（拍手）

○九番（牧田秀憲君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、本日は四項目について質問させていただきます。最初に、電子投票に対する県の認識と今後の方向性について伺いいたします。

近年、選挙を取り巻く環境は大きく変化しております。人口減少や高齢化の進行、投票所運営を担う人材確保の困難、さらには開票作業の迅速化・効率化といった課題に直面する中で、電子投票の導入は、こうした諸課題を解決する有力な手段の一方で、電子投票については、過去に国内で導入された事例において、機器トラブルやシステム不具合により選挙無効が確定するという重大な事態が生じた経緯があり、制度の信頼性確保は極めて重要な論点であることは明らかであります。

こうした中、美濃加茂市においては、投票率向上及び有権者の利便性向上を目的とし、今年の秋、市議会議員選挙における電子投票の導入が決定されております。これは、県内自治体としても先進的な取組であり、その結果は、今後の選挙の制度の在り方に大きな示唆を与えるものと考えます。

さらに、同市においては、この市議会議員選挙での導入を踏まえ、選挙事務の効率化と選挙人の利便性拡大を図る観点から、岐阜県知事選挙及び岐阜県議会議員選挙においても、電子投票の導入・実施を求める要望書を県に提出しているところであります。

すなわち、本件は単なる一自治体の取組にとどまらず、基礎自治体から広域自治体へと制度導入を求める、言わばボトムアップ型の制度提案として位置づけるべき段階に入っていると認識しております。

電子投票は、開票作業の迅速化や人的負担の軽減といったメリットがある一方で、機器トラブルやシステム障害、不正防止、検証可能性の確保といった課題を内包しており、導入に当たっては極めて高度な信頼性の担保が不可欠であります。

特に、選挙といった民主主義の根幹に関わる制度においては、一票の重みと結果の正当性に対する県民の信頼性が揺らぐことのないよう、制度設計と運用体制をどのように構築するかが厳しく問われています。今後、美濃加茂市の実施結果を契機として、県内市町村において同様の導入機運が高まることも想定される中、県としての基本的な認識と方向性を明確にしていく段階にあると認識しております。

そこで、総合企画部長にお尋ねいたします。電子投票について考えられるメリットとリスクを踏まえ、県としてどのように認識しているのか、また美濃加茂市から提出されている県選挙への導入要望がある中で、県知事選挙及び県議会議員選挙への導入の見込みを含めた今後の方向性について見解をお伺いいたします。

続きまして、多文化共生社会の実現に向けた取組状況、課題認識及び今後の方向性についてお伺いします。出入国在留管理庁の統計によれば、令和七年末時点における在留外国人は、全国で四百十二万人を超え、昨年比約九・五％増と過去最高を更新しています。

また、外国人材の受入れ制度については、技能実習制度の廃止と新たな育成、就労制度の創設が決定され、二〇二七年の施行に向けた制度整備が進められています。このような背景から、地域社会における外国人の存在感は今後ますます高まっていくことが予想されています。

本県においても、令和七年六月末時点の在留外国人は、過去最高となる七万七千三百一人に達し、平成十八年と比較すると約一・六五倍に増加しています。県全体の在留外国人の比率は四％を超え、全国と比較しても岐阜県は在留外国人が多い県の一つとなっています。

一方、市町村別に見ると地域差があります。私の地元である美濃加茂市の在留外国人の比率は約一・五％と、県全体の比率の三倍近くにも達しています。私は、美濃加茂市を地盤とする議員として、多文化共生の課題を長年肌で感じておりました。その具体的な一つは、美濃加茂市におけるモスク建設をめぐる議論です。

宗教施設の設定は、憲法が保障する宗教の自由に基づく正当な活動である一方で、地域住民には生活環境の変化や文化の違いなどへの不安が生じています。特に、事前の情報共有や対話の機会が不足した場合、その不安は増幅し、地域の分断につながるおそれがあります。多文化共生に長年取り組んできた美濃加茂市でありますが、容易に解決できない難しい問題であり、多文化共生の難しさを象徴していると言えます。

今後在留外国人の増加が見込まれる中で、こうした課題は、県内の他地域においても発生する可能性があり、宗教や文化の違いを互いに理解し、尊重し合えるような多文化共生社会の実現に向けて、取組を一層推進する必要があります。

本県では、令和四年度から令和八年度までを対象とした第四期岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針を定め、地域における円滑なコミュニケーションづくり、外国人材が活躍できる環境づくり、子供の教育環境づくり、安全・安心に暮らせる環境づくりの四本柱で施策を展開してきたと承知しております。この基本方針が最終年度を迎えており、こうした節目においてこそ、これまでの取組を総括し、今後の方向性を示すことが重要であると考えます。

そこで、総合企画部長にお尋ねいたします。多文化共生社会を実現するためには、宗教や文化の違いを互いに理解し、尊重し合えるような取組を進めることが重要であると考えます。多文化共生社会の実現に向けたこれまでの取組状況と把握している課題についてお聞かせください。また、今後どのような方向性で多文化共生社会の実現を図っていくのか、お伺いいたします。

続きまして、生徒や保護者から選ばれる魅力ある県立高校づくりについてお伺いいたします。

令和七年六月議会において、私は、高校授業料の無償化が進む中で、私立高校への志願者流出や県立高校の間の二極化が進むのではないかという懸念を示し、県立高校の魅力向上に向けた取組について教育長にお尋ねいたしました。

これに対し、教育長からは、生徒の進路希望に応じた授業を展開するため、小規模校四校を対象に単位認定を行う遠隔授業を始めるなど、柔軟に学びを保障する県立高校の魅力を高められるよう努めるとともに、各高校の特徴が中学生やその保護者に分かりやすく伝わるよう広報にも力を入れていくとの答弁をいただきました。しかし、その後の状況を見ると、県立高校を取り巻く状況は厳しさを増しているように感じております。

令和八年四月二十一日付の岐阜新聞で、授業料無償化を背景に、県内全日制私立高校への単願志願者の比率が二三・七％となり、過去十年で最大の伸び幅になったこと、また第二次選抜を終えてなお入学定員に満たなかった公立高校は、全日制の約七割に当たる四十五校に上り、二年前の同じ時期と比べると六校増えたと報じられておりました。全日制の全体倍率が一倍を下回る状態が続く岐阜県において、少子化と私立進学志向の高まりが重なることで、公立高校の定員割れがさらに加速することを強く懸念しております。

こうした状況を踏まえて、今議会においては、県立高校の適正規模・適正配置の在り方について国枝議員の

代表質問がなされたところではありますが、私も、少子化が進む中で、将来を見据えた県立高校の在り方を議論していくことは重要であると考えております。

一方で、そのような議論を進める中にしても、今ある県立高校の魅力向上に取り組み、生徒や保護者からここで学びたいと選んでいただける学校づくりを進めていくことは欠かせません。

私はこうした観点からお尋ねをいたします。私の地元の加茂高校においては、昨年度から普通科、理数科を再編し、新たに文理探究科を設置するという意欲的な取組が行われました。しかしながら、今年度の入試においても定員割れが生じており、地域の中学生や保護者が、地元の県立高校に行くという選択肢そのものに不安を抱き始めているのではないかと危惧しております。

選ばれる学校づくりを進める上で鍵となるのは、この学校でなければ学べないという特色づくりであると考えます。生徒や保護者から選ばれる県立高校は、その地域に若者が集い、学び、活躍する場を生み出します。そして、県立高校は単に学力を身につけるだけの場ではありません。地域行事や防災活動、部活動、地域企業との連携、さらには地域人材の育成など、それぞれの地域社会を支える重要な拠点でもあります。選ばれる学校づくりが進めば、その先は若者の定着や地域の活力につながる好循環が生まれると私は考えます。

そこで、教育長にお尋ねいたします。少子化や私学進学志向の高まりが進む中にあっても、生徒や保護者から選ばれる県立高校づくりを進めていくことが重要であると考えますが、今後県立高校の魅力向上に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

最後に、名鉄広見線の一部区間の廃線が県立高校生に与える影響と今後に向けた見解についてお伺いいたします。

近年、全国各地で人口減少や利用者減少を背景に、鉄道やバスなど地域公共交通の維持が困難となり、その縮小や廃止が相次いでおります。こうした中で、長年にわたり可児市と御嵩町を結んでいた名鉄広見線の新可児駅から御嵩駅までの区間について、本年五月に鉄道存続に向けた協議の終了が発表され、同区間が廃止される見通しとなりました。

ただ、地域住民にとってはもちろんのこと、特に深刻な影響を懸念されるのが高校生の通学環境であります。私は、これまで県立高校の魅力向上について議会で取り上げてまいりましたが、どれほど教育内容が充実し、特色ある学校づくりを進めても、生徒が安心して通学ができなければ、その魅力は十分発揮されません。

中山間地域ではもとも公共交通網が脆弱であり、鉄道や路線バスの縮小が続いております。その結果、通学の利便性の低さも一因となって定員割れが進む高校が見られ、高校存続そのものにも影響を及ぼしかねません。そんな状況が生まれております。

さらに問題なのは、高校への通学環境が子育て世代の居住地選択にも直結することがあります。近隣に安心して通わせることのできる高校がなくなり、公共交通も十分でないとなれば、子育て世代はより利便性の高い都市部へ流出しやすくなります。これは単なる交通問題ではなく、人口減少対策、地方創生、地域コミュニティの維持という観点からも看過できない課題であります。

また、国においては、高校授業料の実質無償化が進み、私立高校を選択する家庭も増えております。私立高校の中には、広域的なスクールバス網を整備し、生徒募集に活用している学校も少なくありません。一方で県立高校は、教育内容に優位性があつたとしても、通学手段が確保されなければ選ばれにくくなります。県立高校を選んでもらうためには、まず高校生が鉄道やバスといった公共交通、あるいは自転車などによって安全に

通学できる環境を整えることが大前提であります。

そこで、教育長にお尋ねいたします。名鉄広見線新可児駅から御嵩駅間の廃線による県立高校生への影響をどのように認識し、教育委員会としてどのような危機感を持つておられるのか、また今後に向けた見解をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○副議長（長屋光征君） 総合企画部長 兼松伸和君。

〔総合企画部長 兼松伸和君登壇〕

○総合企画部長（兼松伸和君） 私には二点御質問をいただきました。

まず、電子投票に対する県の認識と今後の方向性についてお答えします。

電子投票のメリットとしては、投票が選択式ボタンになるため、手書き文字が読み取れないような無効票がゼロになるということ、それから開票や集計作業がデジタルで瞬時に処理可能となり、時間と人手が大幅に削減でき、ミスがゼロになることなどが上げられると受け止めております。

一方のリスクとしては、電子投票の経験値が全国的に少ないことが上げられます。しかし、国は過去の実施事例を検証し、かつデジタル技術の進展を踏まえ、技術基準を都度見直してまいりました。

これらを踏まえると、電子投票の是非については、メリットが大幅にリスクを上回り、実施する意義は十分あると捉えています。ついては、来春の県議会議員選挙におきまして、希望する市町村が電子投票を実施することができるよう環境を整えるため、県条例の上程に向けて速やかに準備を進めてまいりたいと考えます。

今後、市町村が電子投票を実施する場合においては、リスクを限りなくゼロに抑え、メリットを十分生かす適切な運用に努めていただきたいと存じます。

続きまして、多文化共生社会の実現に向けた取組状況と課題認識及び今後の方向性についてお答えいたします。

本県の在留外国人は八万人を超え、地域経済や社会を支える担い手でもあり、多文化共生社会の実現に向けた政策は極めて重要であると認識しています。県ではこれまで、生活の基本と言えるコミュニケーションを円滑にするため、多言語による相談窓口の設置、それから市町村主体の日本語教室の立ち上げ支援、人材育成研修など、語学支援の政策を重点に実施してまいりました。

しかしながら、課題としては、日本語教室の学習機会の不足、あるいは学習ニーズの多様化、求められるサポートの細分化・高度化、指導者不足などを認識しているところでございます。さらに、近年は外国人県民の多国籍化、それから国別構成の変化が進んでおります。状況も大きく変化してございますので、今後の方針につきましては、引き続き語学支援が最重要と考えています。

しかし、現在の事業は、四年前の国別構成を基に整理した指針に基づくことから、外国人県民や彼らを支援する方などに調査を行い、現状や課題を把握しているところでございます。その上で、多文化共生の実現に向けて、どの政策を強化すべきか、しっかりと見極めてまいります。

○副議長（長屋光征君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） まず最初に、生徒や保護者から選ばれる魅力ある県立高校づくりについてお答えしま

す。

県立高校には多様な専門学科が設置されており、各分野で充実した学びができることは県立高校の特色の一つです。また、絶え間なく変化する社会に対応できる柔軟な力を育成することや、多様なニーズを持つ生徒に学習機会を提供することも重要な役割です。こうした状況を踏まえ、高校教育改革を進めるに当たっては、午前の答弁で申し上げた拠点校の取組の成果を魅力ある県立高校づくりのため、県内に広く行き渡らせていくことが重要だと考えております。

具体的には、拠点校の施設、設備の共同利用を進めるほか、他校の高校生や地域の小・中学生と共に学ぶ機会を設けてまいります。また、地域や企業が抱える課題の解決に向けて、AIやデジタル技術を活用した実践的な学びを展開し、成果発表の開催等を通じて他校にも広くその成果を波及させてまいります。

県立高校は、地域の担い手として活躍する卒業生を含め、その地域を支える大切な存在です。その各校がそれぞれの特色を発揮し、生徒や保護者から信頼され、選ばれるよう、高校教育改革を着実に推進してまいります。

次に、名鉄広見線の一部区間の廃線が県立高校生に与える影響と今後に向けた見解についてお答えをします。沿線の八百津高校では全生徒の約二割、東濃実業高校では三割、東濃高校に至っては約八割がこの広見線を利用して通学をしております。また、東濃高校は約七割が外国につながる生徒であり、文部科学省の委託を受け、東京外国語大学が進めてきた外国人児童・生徒のための日本語指導の研究にも大きく関わってきたことを考えると、今回の一部廃線が教育全体に与える影響は大きいと考えております。

あわせて、平成二十四年度から二年間、東濃高校の教頭を務め、毎朝御嵩駅まで出向き、生徒と共に学校ま

で歩いてきた私にとつては、この廃線は無念です。また、この地域の学校への進学を希望している中学生やその保護者の進路選択への影響も危惧しております。

現在、沿線市町において、在校生が卒業する令和十年度末までの運行継続を目指した協議が進められていることは承知しておりますが、進路先の具体的な検討に入っている中学生が安心して高校選択を行えるよう、代替手段を含めた将来的な通学手段の確保の見通しが明らかになることを期待しております。



○副議長（長屋光征君） 以上をもつて、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前十時までに御参集願います。

明日の日程は追って配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時九分散会



第二号 七月一日